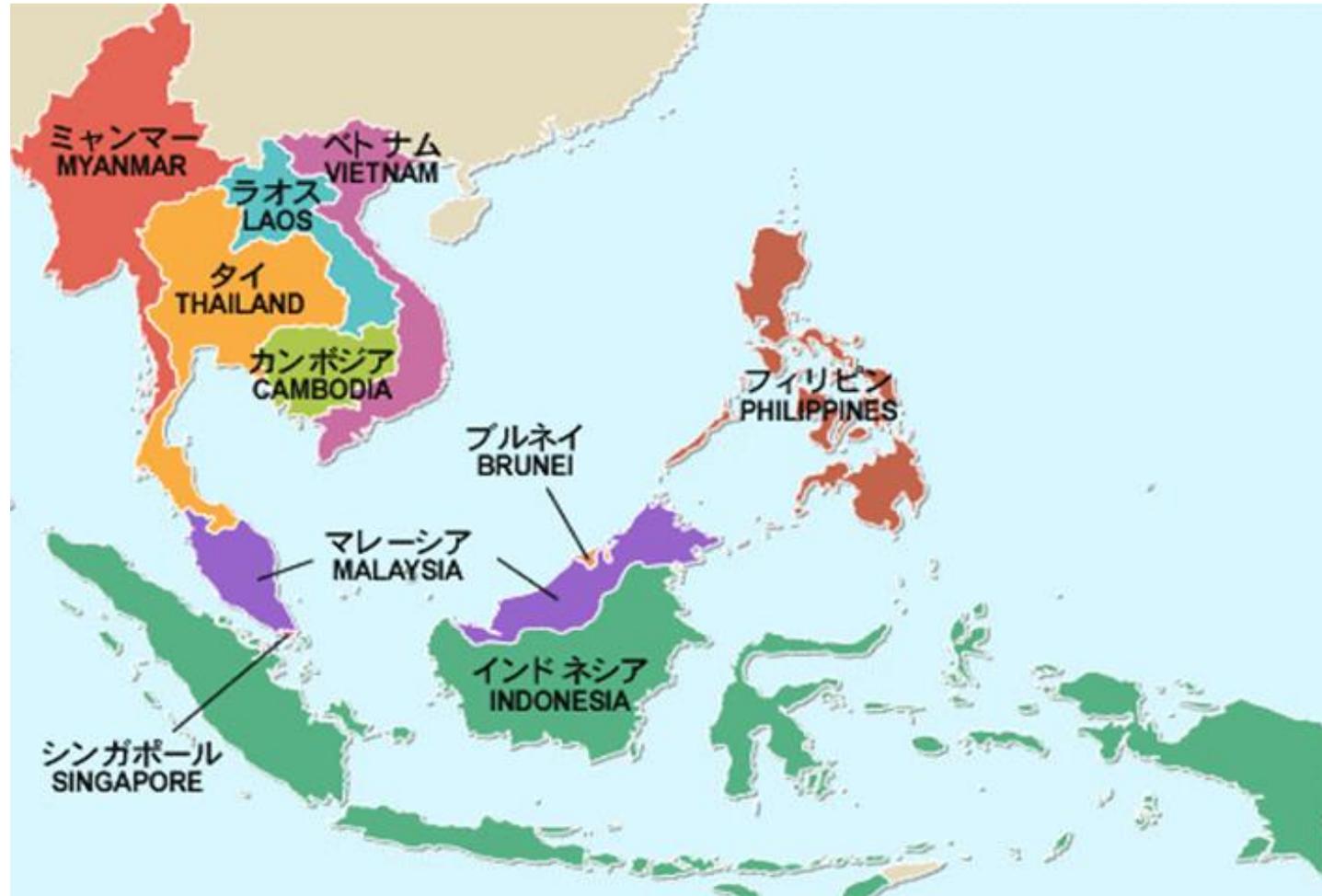


# ASEANの知財概況

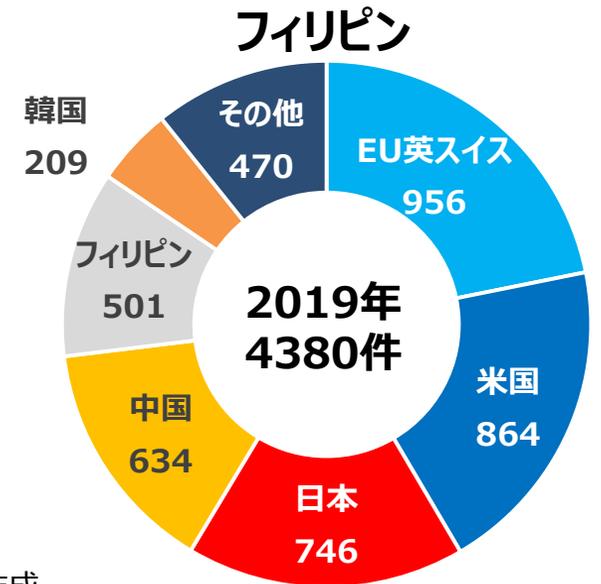
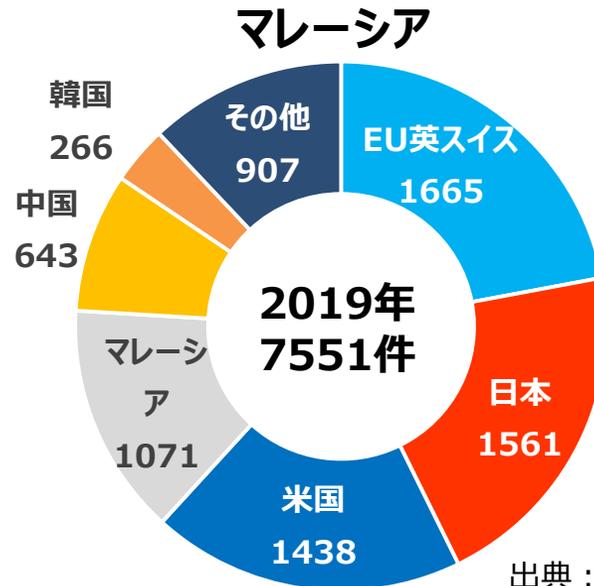
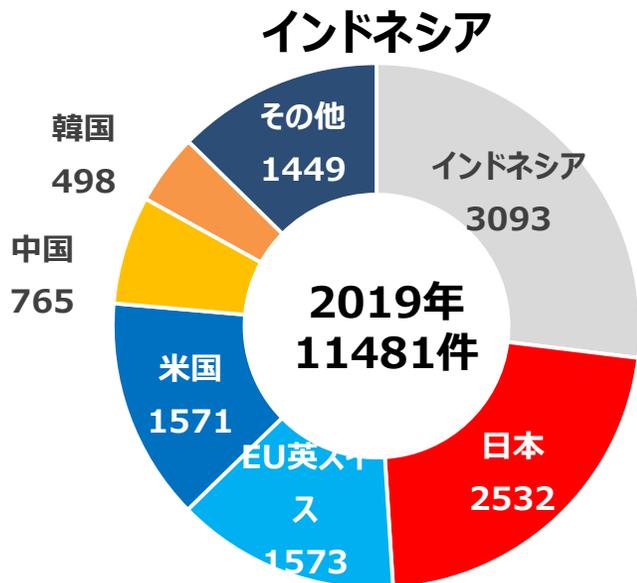
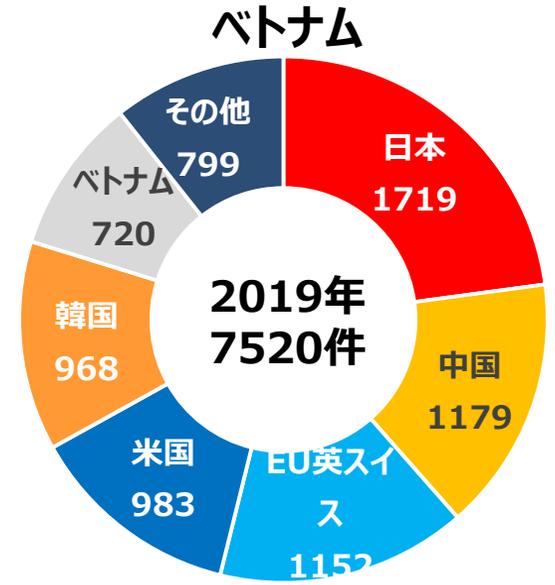
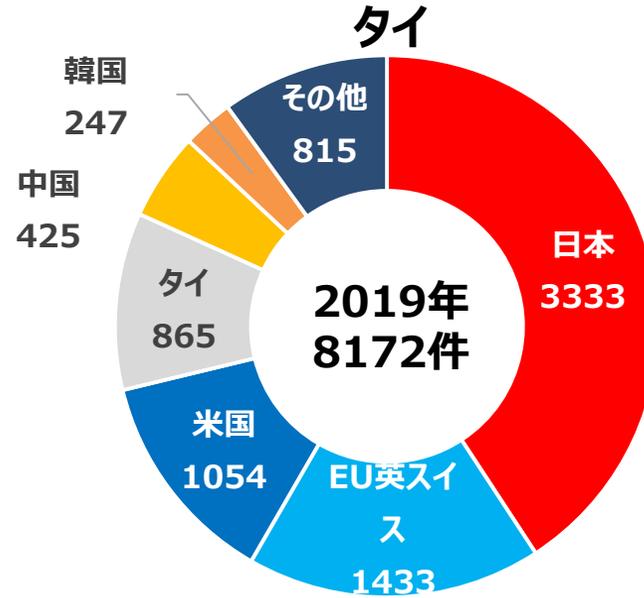
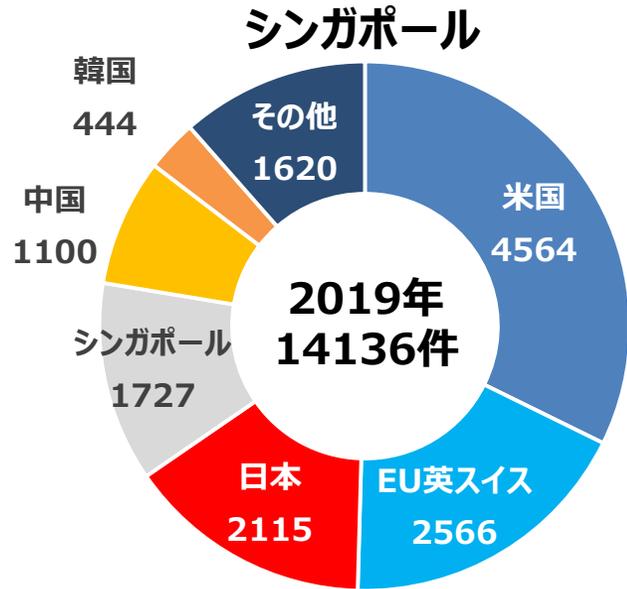


2021年6月 ジェトロ シンガポール知財部・バンコク知財部

1. ASEANの知財統計
2. ASEANにおける知財制度整備状況
3. ASEAN各国の知財概況と知財アタッシェの活動
  - (1) シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイ
  - (2) メコン地域（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）
4. 情報発信

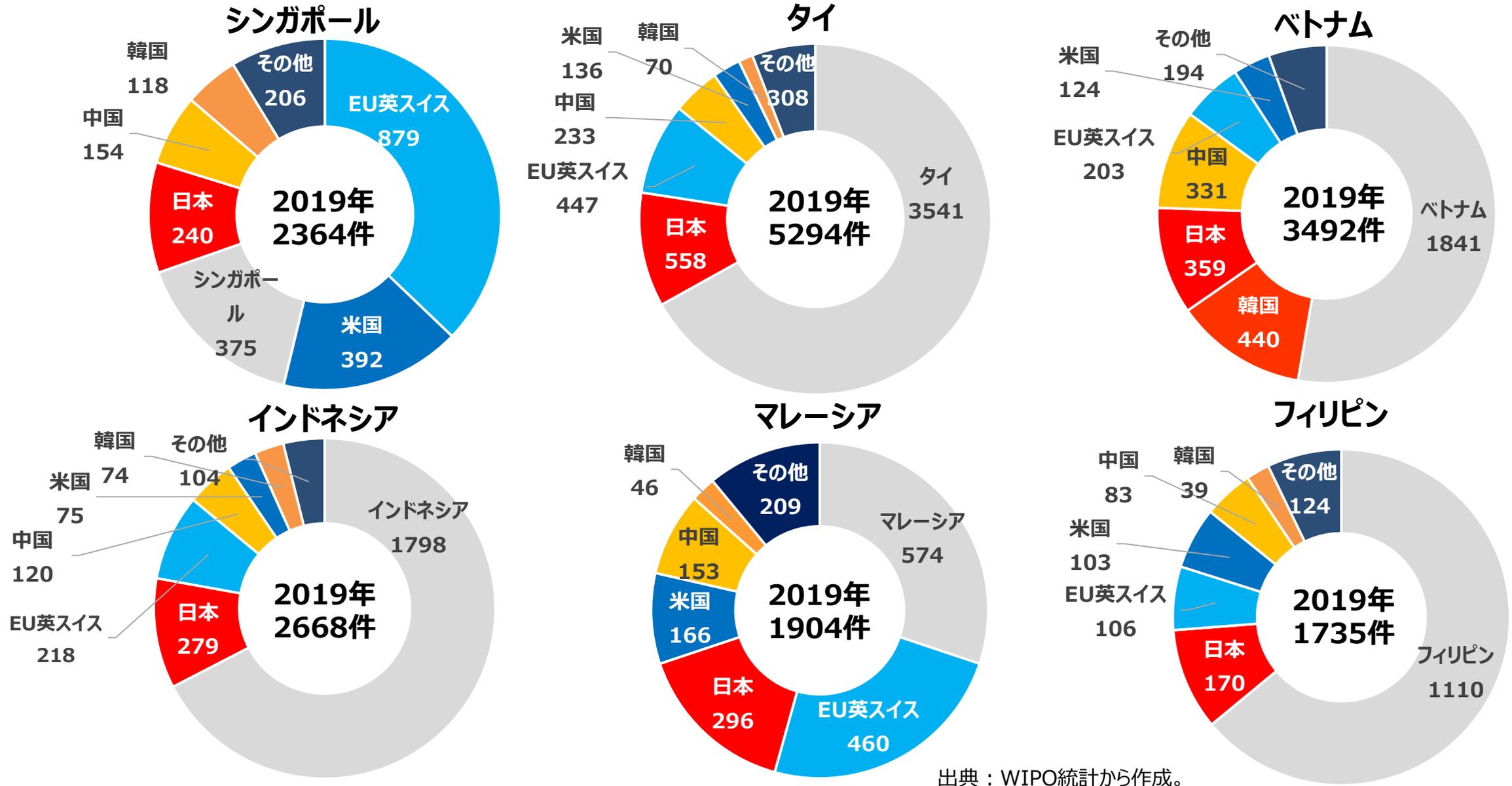
# 1. ASEANの知財統計

# 1. ASEAN主要国の特許出願状況



出典：WIPO統計から作成。

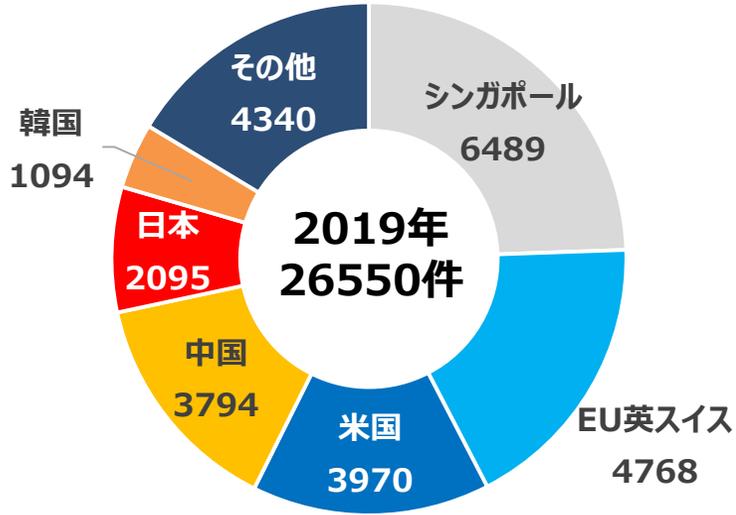
# 1. ASEAN主要国の意匠出願状況



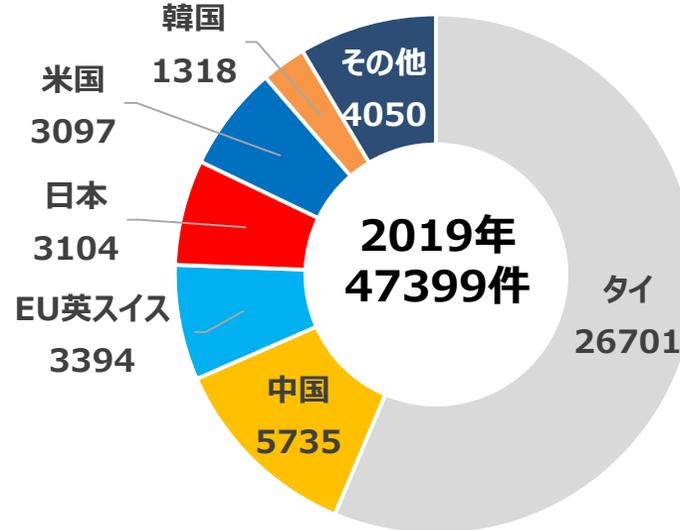
出典：WIPO統計から作成。

# 1. ASEAN主要国の商標出願状況

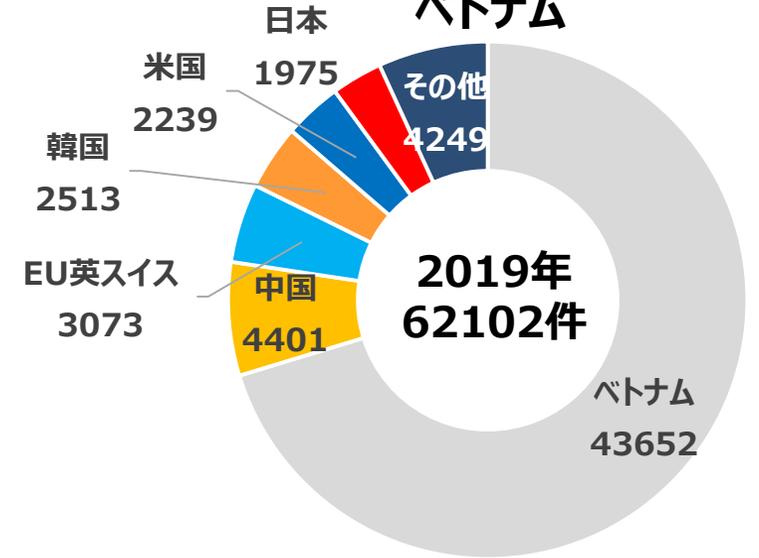
シンガポール



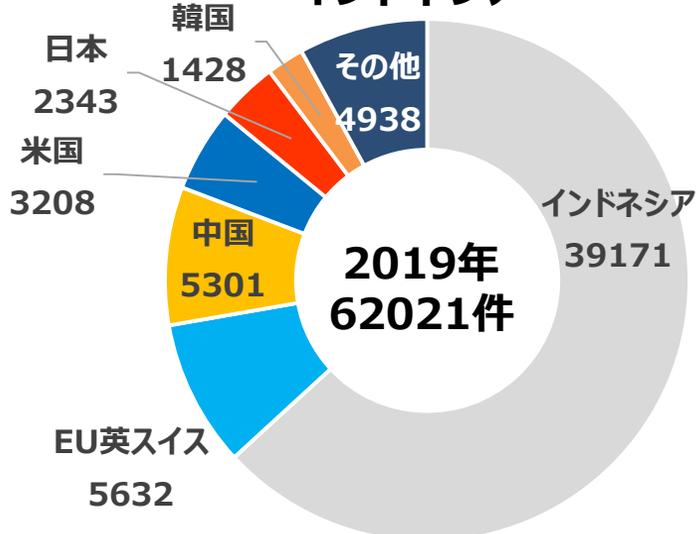
タイ



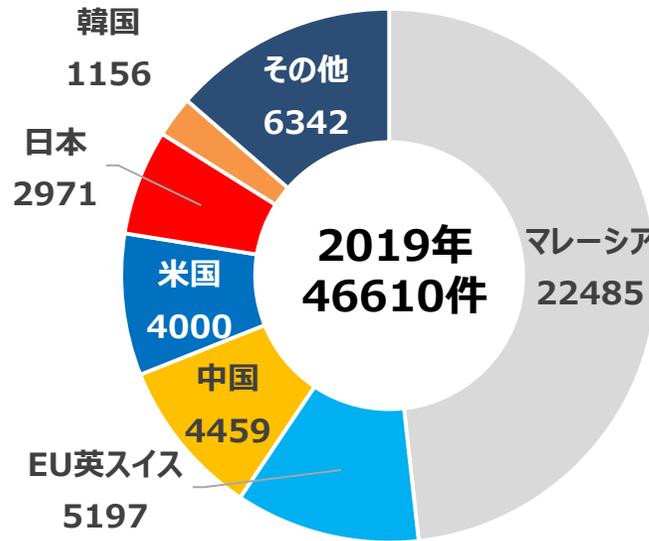
ベトナム



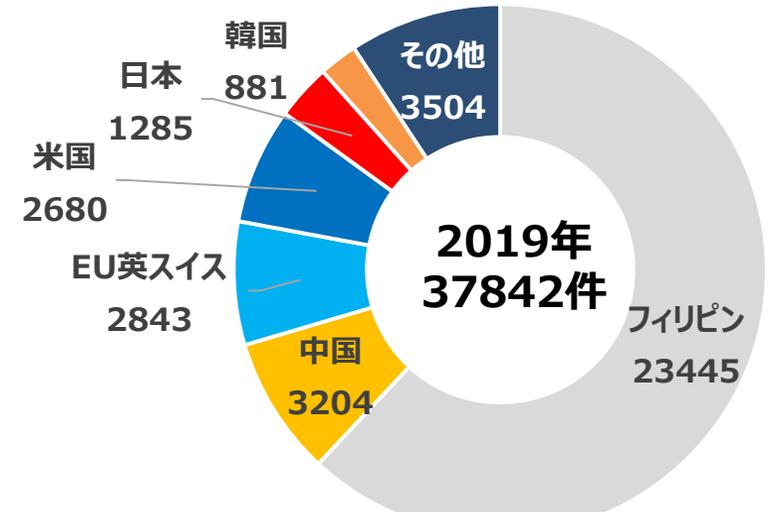
インドネシア



マレーシア



フィリピン



出典：WIPO統計から作成。

# 1. ASEAN内+インドの商標出願状況 (2017-2019)

		出願国									
		ブルネイ	カンボジア	インド	インドネシア	ラオス	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
基礎国	ブルネイ	442	2	3	8	2	11	3	11	4	19
	カンボジア	1	7180	2	8	4	7	6	9	35	24
	インド	20	89	862525	545	28	742	658	608	518	598
	インドネシア	30	27	115	147672	19	560	429	406	281	278
	ラオス	2	4	2	4	546	0	3	4	5	7
	マレーシア	13	26	357	1434	5	61829	727	1506	998	735
	フィリピン	26	36	89	295	18	232	63654	140	97	187
	シンガポール	179	414	1852	3709	216	4998	1763	19278	2717	2100
	タイ	20	102	555	825	91	875	794	612	81353	1350
	ベトナム	47	145	119	202	121	246	177	229	313	116648

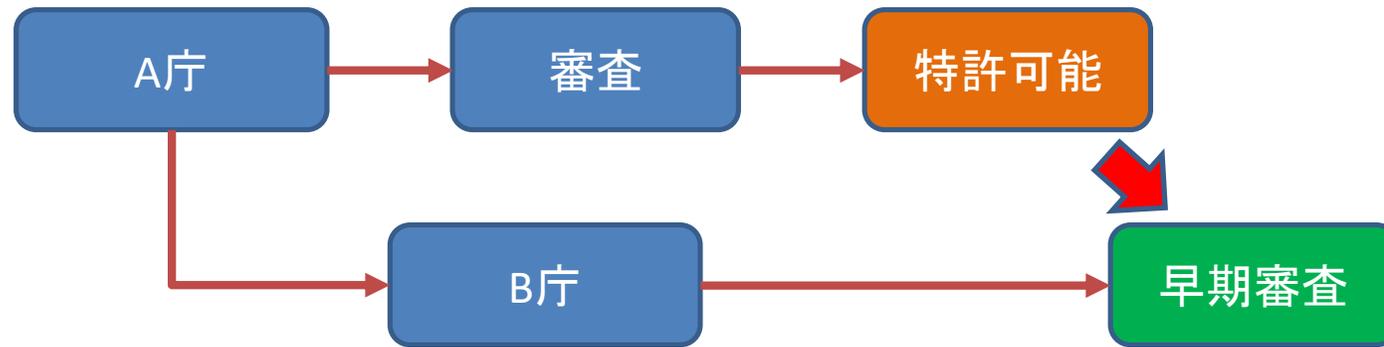
出典：WIPO統計から作成。

## 2. ASEANにおける知財制度整備状況

## 2. 権利化期間の短縮に向けて～特許審査ハイウェイ(PPH)

### Patent Prosecution Highway (PPH)

第一庁で出願が特許可能と判断された場合に、第二庁で対応出願を早期審査



### PCT-PPH

PCT見解書等で特許性ありと判断された場合に、指定国で早期審査



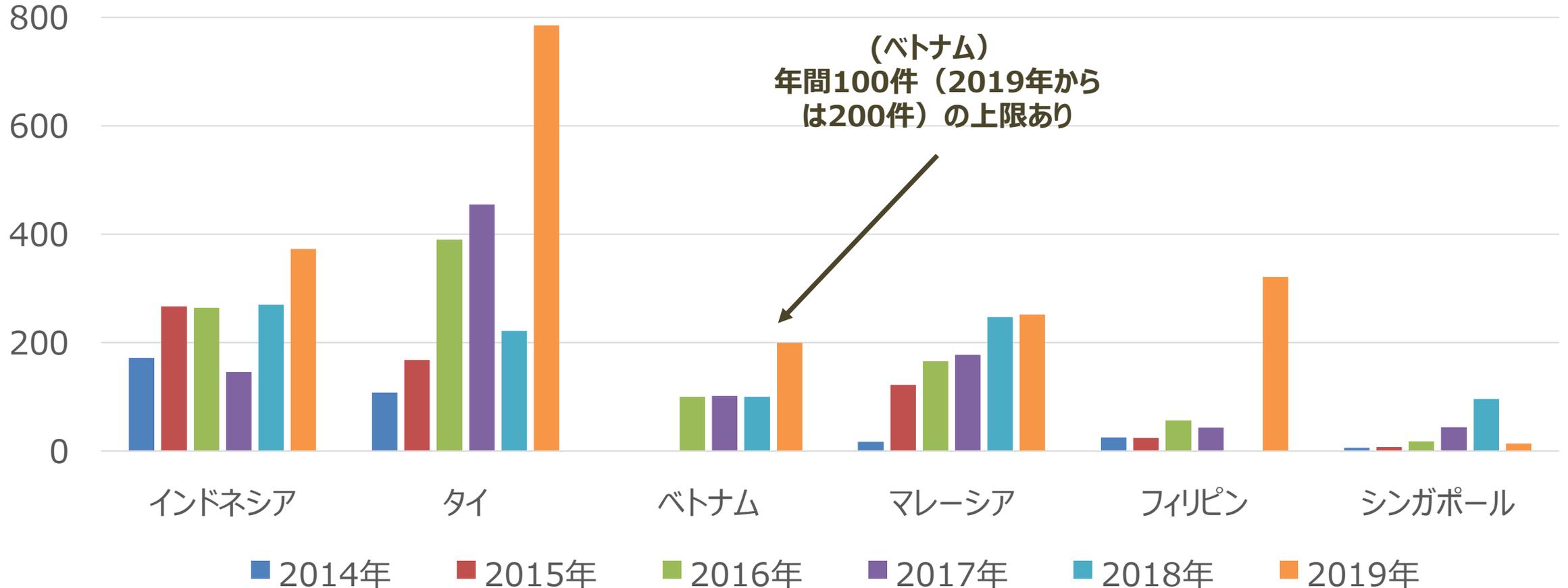
もっとも、現実にどの程度早くなるかは、各庁のキャパシティー次第



キャパビルの必要性

## 2. ASEAN各国でのPPHの利用件数

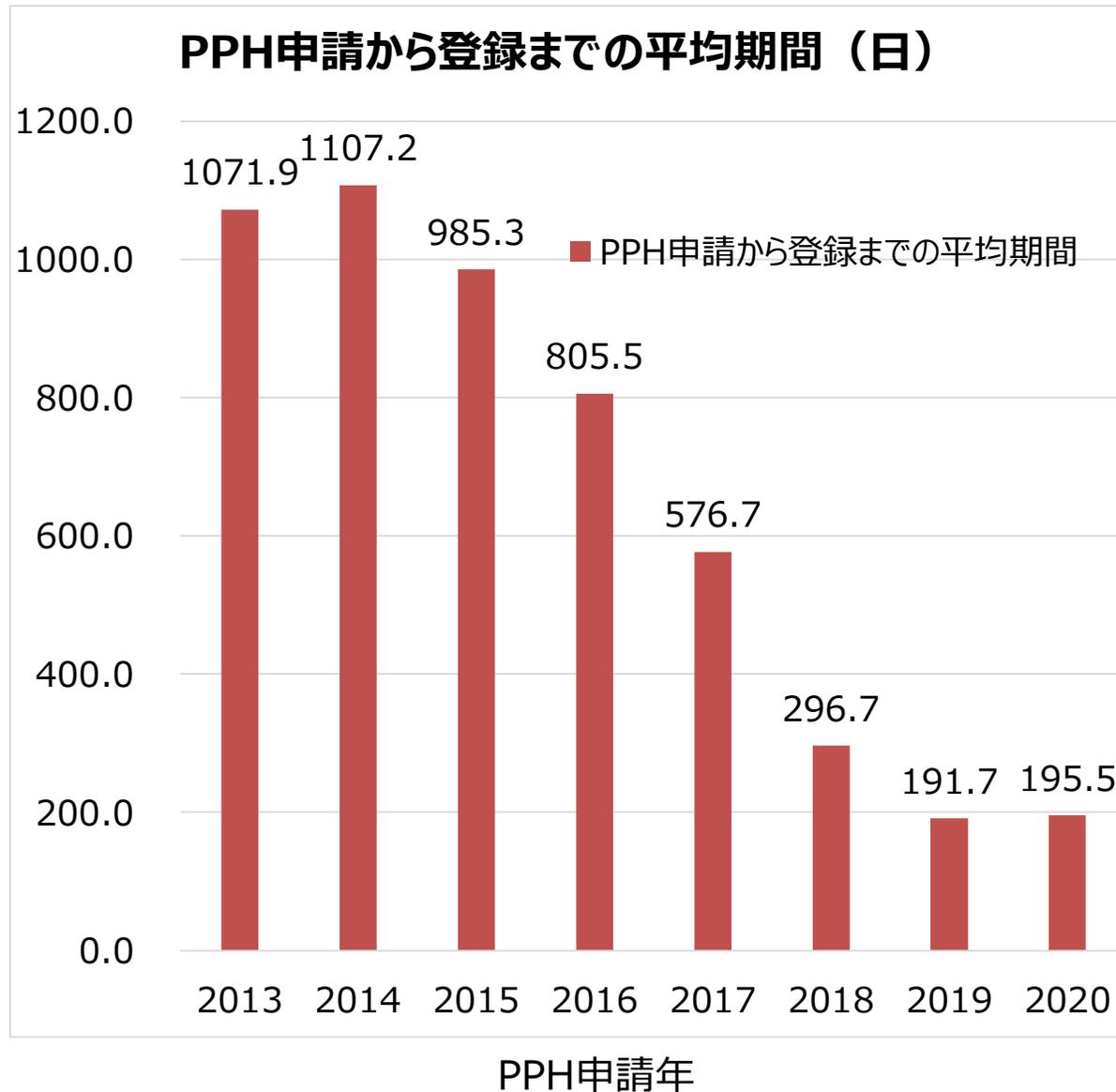
2019年12月時点のデータ



＜PPHの開始時期＞

インドネシア	2013年6月、	タイ	2014年1月、	ベトナム	2016年4月
マレーシア	2014年10月、	フィリピン	2012年3月、	シンガポール	2009年7月

## 2. 日インドネシアPPHの案件処理状況(2020.11)



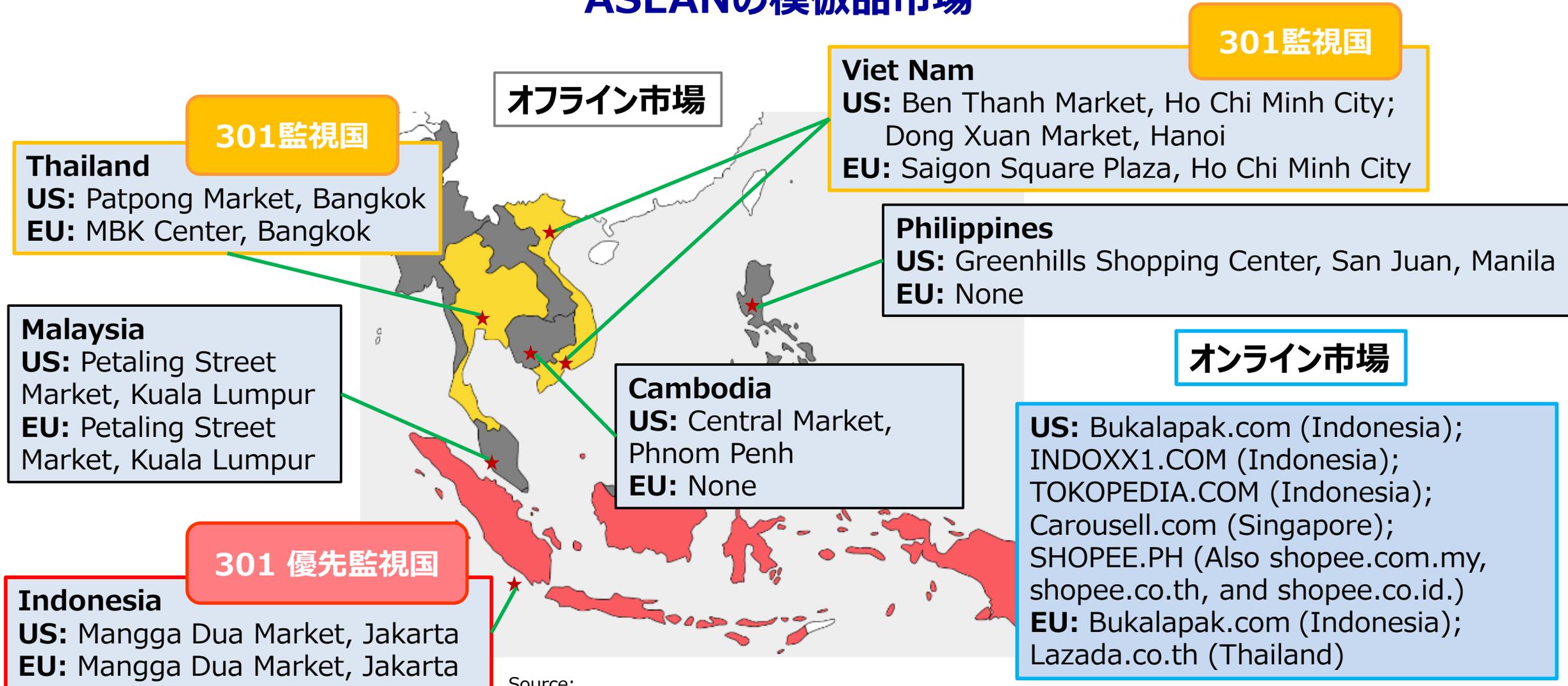
## 2. ASEAN各国の法整備・条約加盟状況

(注) 青文字はTPPの要件。なお、TPPの要件としては、マドプロ(\*)の代わりにシンガポール条約の加盟でもよい。

		ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	ミャンマー	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
条約名	WIPO	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	TRIPS	○	△	○	△	△	○	○	○	○	○
	パリ条約	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	PCT (特許)	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	ハーグ (意匠)	○	○	×	×	×	×	×	○	×	○
	マドプロ (商標) *	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	ブダペスト条約	○	×	×	×	×	×	○	○	×	○ (2021.6.1)
	TLT	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
	ベルヌ条約	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○
	WCT	×	×	○	×	×	○	○	○	×	×
	WPPT	×	×	○	×	×	○	○	○	×	×
UPOV1991	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	

## 2. 知的財産権のエンフォースメント

### ASEANの模倣品市場



Source:  
2018 Notorious Markets List (USについて)  
Commission Staff Working Document, Counterfeit and Piracy Watch List, SWD (2018) 492 final (EUについて)

## 2. オンライン詐欺

### オンライン取引詐欺

被害者 = 購入者

偽ブランドの販売  
= 知財権侵害

被害者 = 権利者

お金だけもらって  
商品を渡さない

偽物を渡すものの  
商標権侵害ではない  
(偽の金貨の販売など)

## 2. オンライン詐欺の増加（シンガポール）

オンライン取引詐欺に使用されたプラットフォーム

プラットフォーム名	件数 (2019年前半)	件数 (2020年前半)
Carousell	532	884
Shopee	72	371
Facebook	278	342
Lazada	62	221
Instagram	73	19
他のプラットフォーム	185	252
合計	1,202	2,089

(出典) <https://www.police.gov.sg/Media-Room/Statistics>

## 2. オンライン上のエンフォースメント強化（フィリピン）

政府

ECプラットフォーム

権利者

### ① 知財庁（IPOP HL）のオンライン上の模倣品対策権限を強化する法改正（国会審議中）

- ECプラットフォームに対する警告通知および遵守命令により、模倣品・海賊版を提供する**サイトの削除**
- 従わない販売業者に対し、地方政府または貿易産業省に違反者の**営業許可の取消申立**
- 侵害行為の**停止命令**
- 模倣品や海賊版の、**オンラインプラットフォームや物理的店舗からの除去命令**

### ② ECプラットフォームと商標権者による模倣品対策MOUの署名（2021/3/1）

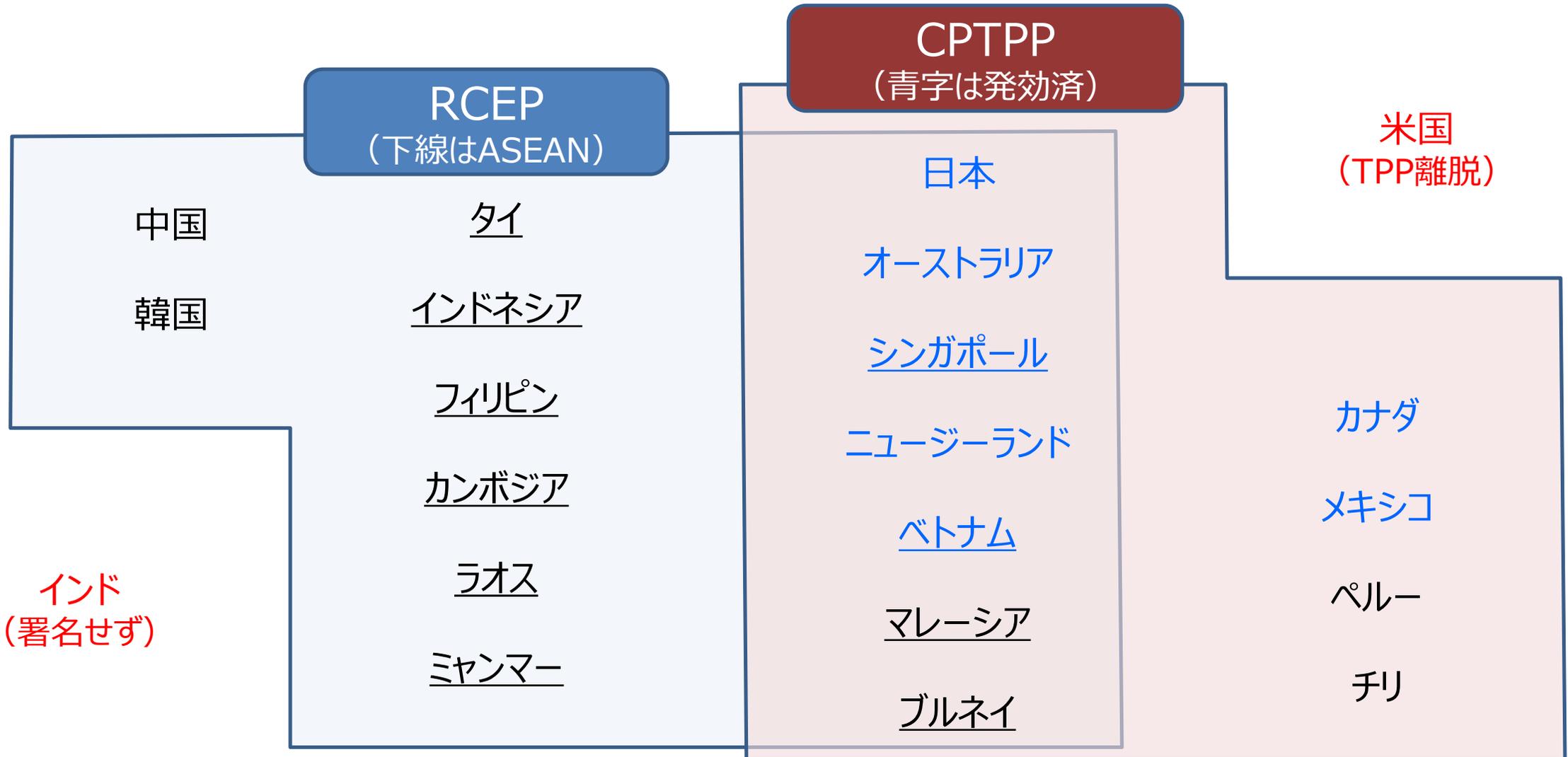
- ECプラットフォームは**ノーティス・テークダウンの仕組み**を提供
- 商標権者は監視を強化し、ECプラットフォームに**真正品や侵害品の情報を提供**
- いくつかの目標値（KPI）を設けて、成果を1年間注視



（出典）<https://www.ipophil.gov.ph/news/ipophl-updates-enforcement-rules-to-add-teeth-to-online-counterfeiting-piracy-crackdown/>  
<https://www.ipophil.gov.ph/news/lazada-shopee-and-ip-right-holders-band-together-in-fight-vs-rising-online-counterfeiting-piracy/>

## 2. 知的財産制度におけるその他の「ギャップ」

### EPA/FTAによる知財制度の底上げ



## 2. RCEPによる知財制度の底上げ

### RCEP知財章の主な項目

- 音商標の保護（第11.19条）
- 悪意の商標出願を拒絶・取消する権限を定める義務（第11.27条）
- 周知商標の決定条件として自国又は他国で商標として登録されていること等の要求禁止（第11.26条）
- 特許の出願公開（第11.44条）
- 物品の一部に具体化された意匠等の保護（第11.49条）
- 司法当局が民事手続において損害賠償額を決定する際に、権利者が提示する合理的な価値の評価を考慮し、侵害者に対し損害賠償を支払うよう命じる権限を有すること（第11.60条）
- 著作権・商標権侵害品の輸入に対する職権差止手続の採用・維持（第11.69条）
- 著作権・商標権侵害品の輸入に対する当局の廃棄命令権限（第11.72条）

## 2. 知的財産制度におけるその他の「ギャップ」

### 法令と運用のギャップ

- ① 審査基準・判断の透明性向上
- ② 判断の公正・適正確保



### 対話、トレーニング

- マレーシア商標ワークショップ（2020年10月、オンライン）
- フィリピン商標ワークショップ（2021年3月、オンライン）
- インドネシア商標ワークショップ（2021年4月、オンライン）
- フィリピン意匠ワークショップ（2021年6月、オンライン）



### 3. ASEAN各国の知財概況と知財アタッシェの活動

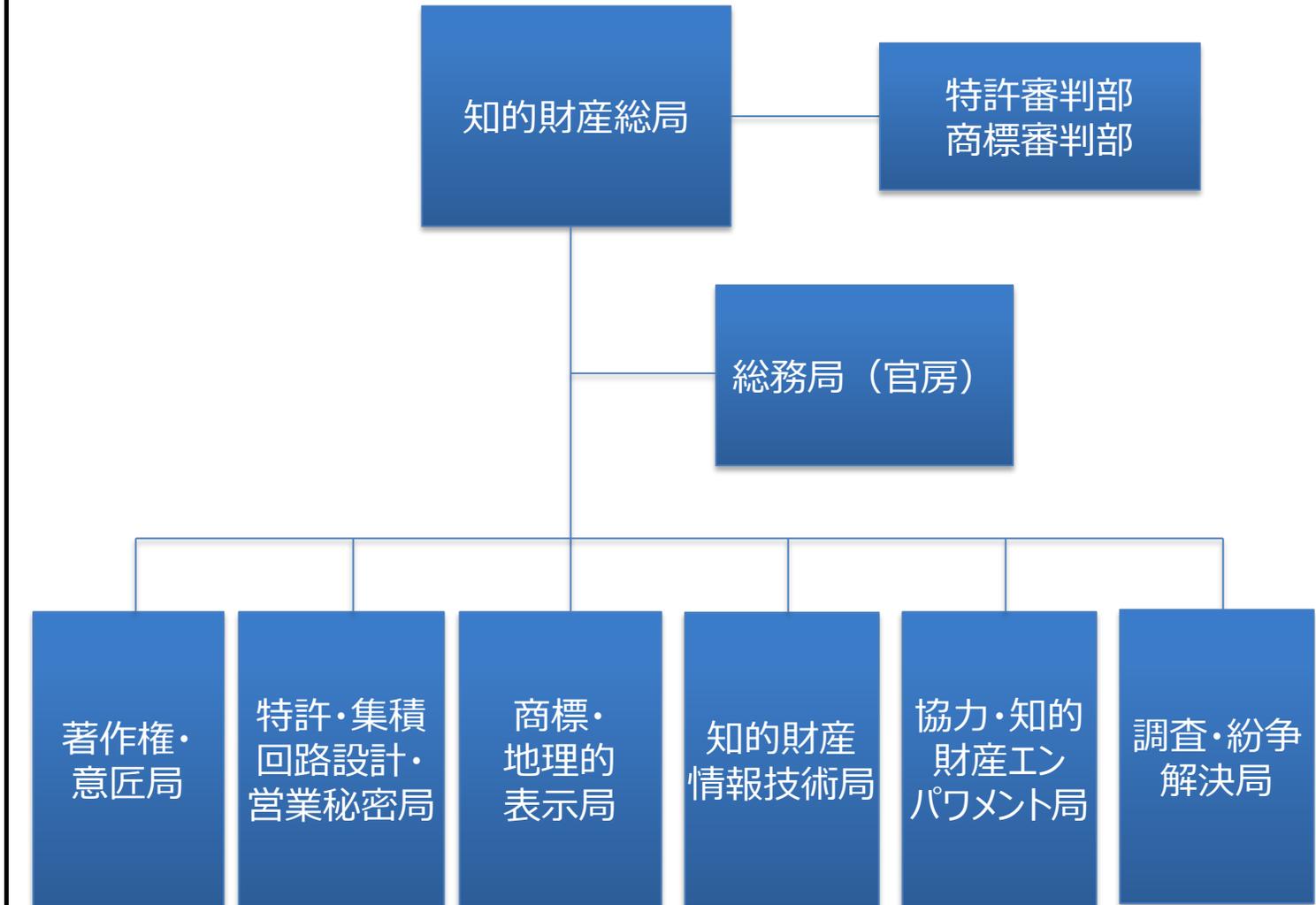


3(1) シンガポール、インドネシア、  
マレーシア、フィリピン、ブルネイ

## 海側ASEAN地域

# 3 (1) インドネシア

## ▶インドネシア知財総局組織図



## ▶インドネシア知財総局 フレディ・ハリス総局長



2017年11月、総局長に  
就任

就任の際、4年以内に世  
界10位内の知財庁になる  
と抱負を述べた

## ▶インドネシア知財総局



法務人権省に所属  
1988年、著作権・特許・商標総局として設立  
1998年 知的財産総局に組織改編  
2015年 知的財産総局に改称  
職員数：約600名

### 3 (1) インドネシア 税関取締りの実例

- 2019年12月6日、スラバヤ港でStandard社製ボールペンの模倣品約85万本を商標権に基づいて摘発。

<https://dgip.go.id/ballpoint-tiruan-asal-tiongkok-gagal-masuk-Indonesia>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/01/318ebd81c8026861.html>

- 税関登録に基づく初の摘発。
- 2020年11月6日、タンジュン・エマス港で中国から輸入された「ジレット」ブランドのカミソリの模倣品（カミソリの柄39万本およびヘッド52万1,280本）を摘発。  
<http://bctemas.beacukai.go.id/komitmen-lindungi-hak-kekayaan-intelektual-bea-cukai-bongkar-upaya-peredaran-pisau-cukur-impor-palsu/>  
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/11/0893e1f3318c00eb.html>
- 外国商標の税関登録に基づく摘発としては初。



### 3 (1) インドネシア 税関における税関法規・運用実態

税関差止の対象となる知財権：商標権、著作権及び隣接権、特許権、小特許権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、地理的表示

○税関登録制度：あり

登録対象：商標権，著作権



これまでの登録者数は10件程度  
取り締まりは過去2件

<税関登録制度の課題>

- **現地事業者の名での登録**が必要。
- 税関からの連絡に対して2日以内に応答が必要？ → アプリでボタンを押すだけでOK
- スリーストライクルール（税関の連絡に対して3回応答しないと税関登録が削除される）
- 高額の保証金？ → 保険の購入でOK

## 3 (1) 特許実施義務と雇用創出オムニバス法

### 特許実施義務 (2016年改正特許法)

- 特許権者は、**インドネシアにおいて製品を製造／製造方法を使用する義務を負う**
- 特許製品の製造又は製造方法の使用は技術移転を伴わなければならない
- 特許付与後不実施のまま36か月経過した場合に**強制実施権**の対象、また**特許取消し**の対象（同法第20条、第82条、第132条）。

### 特許実施の猶予制度 (2018年法務人権大臣規則15号→2019年法務人権大臣規則30号)

- 特許権者は、その理由を説明することにより、国内実施義務の**適用猶予**を求めることができる。
- 適用猶予が認められる場合、その期間は**5年間を最長**とし、**更新も可能**。
- 適用猶予の申請は**特許付与日から3年以内**に行わなければならない。

## 3 (1) 特許実施義務と雇用創出オムニバス法

特許法第 20 条は特許権の**国内実施義務**を定めるため、TRIPS 協定第27条第1項に違反する可能性があるとして、**先進各国の政府や企業団体から批判**



### 雇用創出オムニバス法（2020年11月2日公布・施行）

- オムニバス法107条2項→特許法20条の改正
- 特許法第20条第2項で「特許の実施」として、特許製品の**製造に加え、輸入、またはライセンス供与**も追加

### 2021年2月3日に公布・施行された法務人権大臣規則2021年第14号

- **特許実施猶予制度の廃止**

## 3 (1) 雇用創出オムニバス法（小特許、商標関連部分）

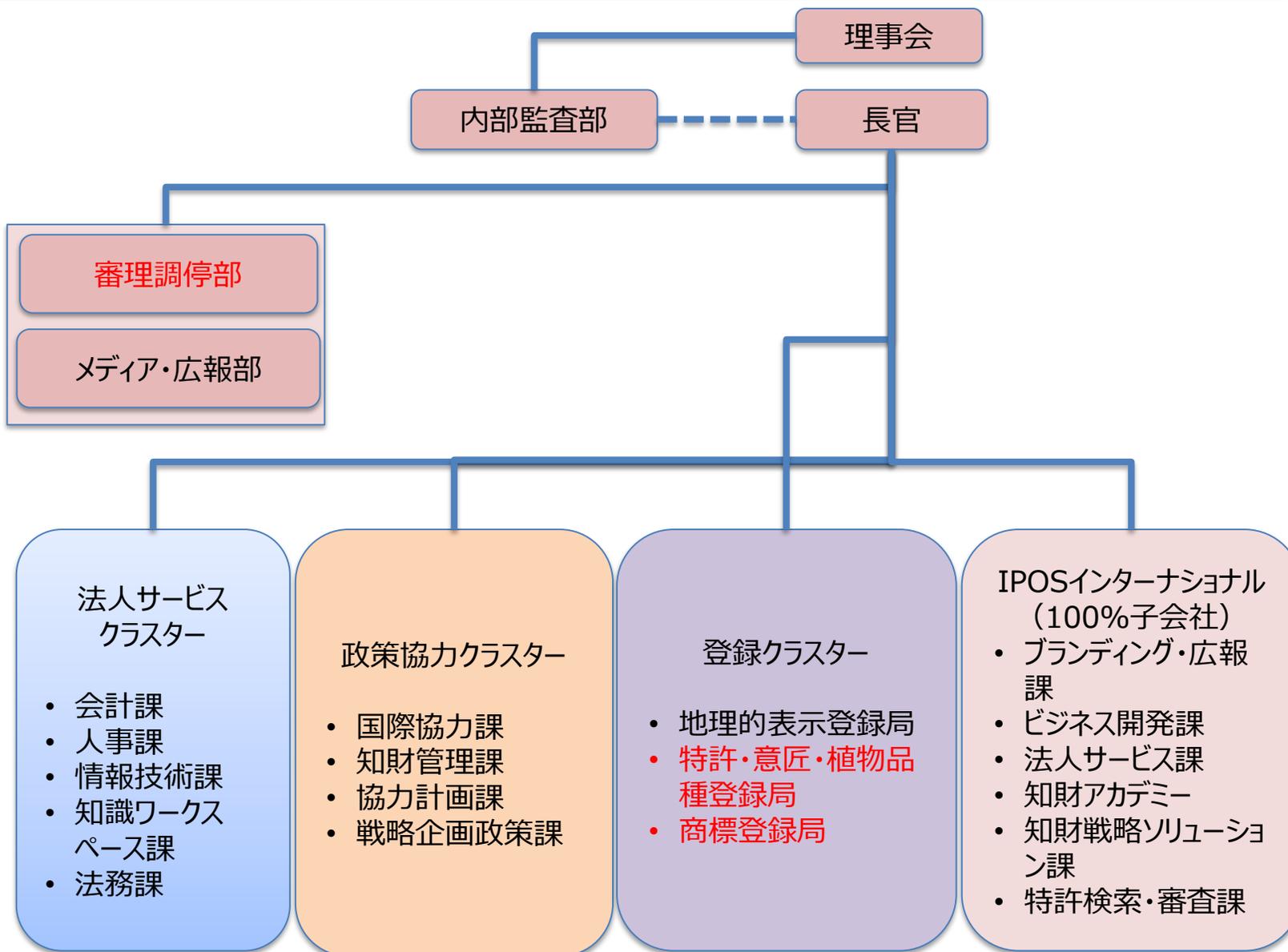
（小特許＝実用新案）

- 対象の明確化（新規で、既存の製品または方法の改良であり、実用的な用途があり産業上利用性を有する、①簡単な製品、②簡単なプロセス、または③簡単な方法が対象）
- 審査請求を出願から6か月以内 → 出願と同時に変更
- 登録の可否に関する判断は出願から12か月以内 → 6か月以内

（商標）

- 立体商標の拒絶理由として、「機能的な形状を含むもの」を追加

# 3 (1) シンガポール



## ▶シンガポール知財庁 レナ・リー長官



1992年 国防省法務官  
 2008年 司法長官室  
 2018年 在ハーグ公使参事官  
 海洋法問題担当  
 大使兼外務大臣  
 特使  
 2020年8月 IPOS長官に  
 就任

## ▶シンガポール知財庁



法務省に所属

1999年、商標・特許登録局からシンガポール知財庁 (IPOS) に

職員数：約300名  
 (うち、特許審査官約100名)

## 3 (1) シンガポール 知財の動き (地理的表示 = GI)

- EUSFTA交渉を機に、2019年4月から登録制度を導入。FTA発効の2019年11月21日から、ワイン・スピリッツに与えられていた追加的保護を農産物や食品にも拡大。
- EUSFTAの知財章には、EU側の196件のGIについて、FTA発効後に速やかに登録手続に入ることが定められているが、2019年4月から先行的に一部GIについて登録手続が開始。142件の申請に対し、139件が登録済み。なお、日本のGIも1件、申請中。

※追加的保護とは、例えば「～風 (Style)」等を付ける第三者の使用方法も認めないレベルの保護のこと。

### すでに登録されたGIの例

- フランス
  - Champagne (スパークリングワイン)
  - Cognac (ブランデー)
- イタリア
  - Chianti (ワイン)
  - Gorgonzola (チーズ) など



### 日本のGIの例

善通寺産四角スイカ



神戸ビーフ



## 3 (1) シンガポール 知財紛争解決のハブを目指して

### <シンガポール国際仲裁センター (SIAC) > → 仲裁

- 知財を含む、様々な分野を担当できる400人以上の仲裁人ネットワーク
- 緊急仲裁、簡易（早期）仲裁の充実
- 正確な手数料見積り、低廉な費用、迅速な処理（中間値11.7月）
- 2017年に452件の新たな申立（2016年の343件から約3割増加）  
（うち、約9割は国際案件。**知財案件は数パーセント**）

### <WIPO仲裁調停センター (AMC) > → 調停がメイン

- 知財に特化。営業秘密漏えいを防止するための秘密保持ルールの充実。
- 充実した仲裁・調停人データベース（2000人以上）
- 国際機関であることに基づく中立性
- 緊急仲裁、簡易（早期）仲裁
- **一方当事者の申立に基づく調停**（WIPO調停規則4条、**解決率70%**）
- **約70件／年の申立**（うち7割が調停、3割が仲裁）。
- 処理期間（中間値） 調停：4.5月、簡易仲裁：7月、通常仲裁：13.5月

## 3 (1) シンガポール 知財紛争解決のハブを目指して

### WIPO-AMCの手数料減免措置

COVID-19の影響にかんがみ、2020年10月1日から2020年12月31日まで、IPOSで継続する事件に関する最初の10件の調停につき、**事務手数料を無料**として、**調停人費用の上限を5,000ドル**に。

(<https://www.wipo.int/amc/en/center/specific-sectors/ipos/mediation>)

### IPOSのEnhanced Mediation Promotion Scheme

調停事件の当事者は、調停の結果のいかんに関わらず、**10,000ドルまで**（外国知財が関連する場合は12,000ドルまで）の**補助金**を受け取ることができる。受け取りのために、いくつかの要件が存在する。

補助金のカバー範囲は：

- 仲裁サービス提供者への費用
- 仲裁人費用
- 弁護士・代理人費用のうち50%

(<https://www.ipos.gov.sg/growing-your-business-with-ip/funding-assistance>

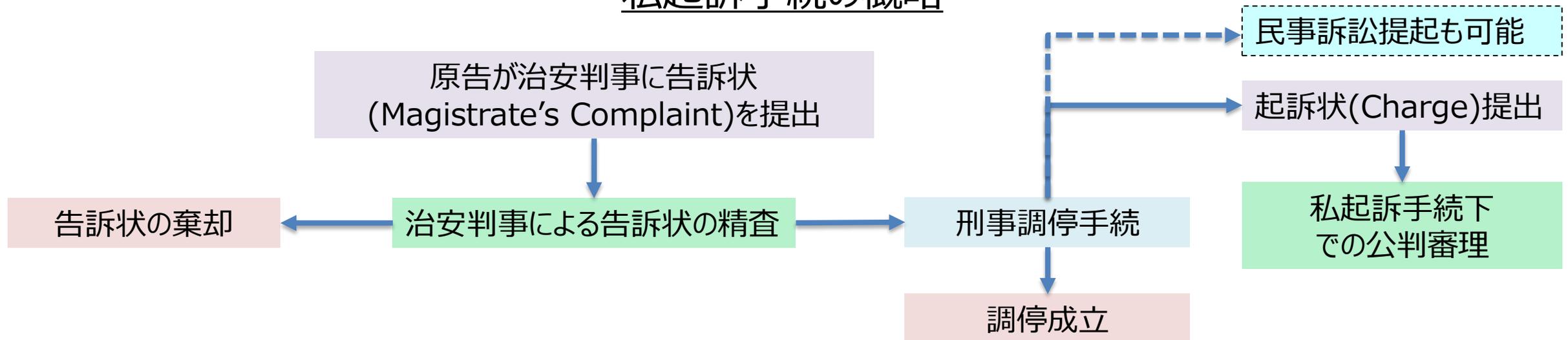
<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/growing-your-business-with-ip/funding-assistance/emps-faqs.pdf> )

### 3 (1) シンガポール 知財紛争解決のハブを目指して

#### シンガポールにおける刑事措置

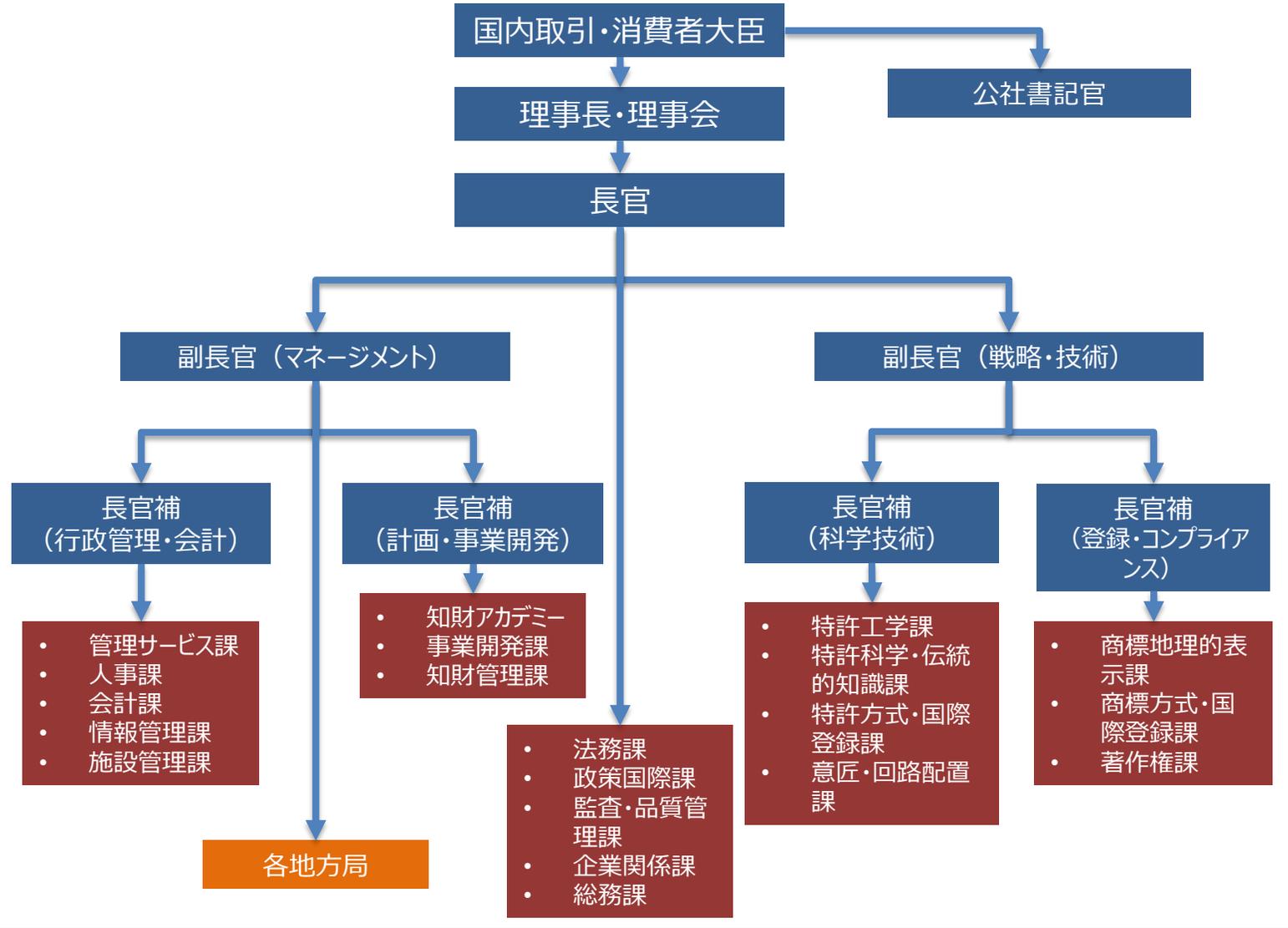
- シンガポールにおける刑事救済は**商標権と著作権**の侵害についてのみ可能。
- 知財権侵害を含む、逮捕に令状が必要な犯罪については、警察は被害者（またはその代理人弁護士）が検察官役を担い、刑事訴追をする「**私起訴**」(private criminal prosecution) の手続を取るよう勧められることがある。

#### 私起訴手続の概略



(参考) 在シンガポール日本国大使館「シンガポールの司法制度の概要」 <https://www.sg.emb-japan.go.jp/Japanese/criminal.pdf>

## マレーシア知財公社組織図



## マレーシア知財公社 モハメド・ロスラン・マハユディン長官



1988年マラ工科大学卒業（法学士）

国内取引・消費者省等を経て

2019年1月  
マレーシア知財公社  
長官に就任

## マレーシア知財公社



国内取引・消費者行政省に所属

2003年「国内取引・消費者行政省知的財産部」が公社化



職員数：約400名強  
うち、特許審査官約  
100名強（20名程は  
方式審査官）

## 3 (1) マレーシア 最近の動き

### 商標法改正 2019年12月

#### マドリッド協定議定書対応

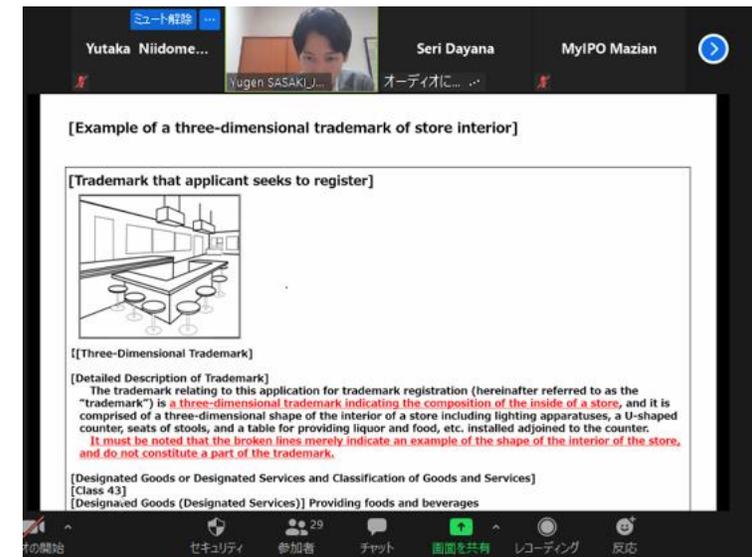
- マドリッドルートの出願の審査はまだ実績がない。
- 現在、商標審査官27名在籍。8名をマドリッドルート出願の審査に充てる予定。

#### 新しいタイプの商標の保護

- 色、音、臭い、動き等の新しい商標の出願受理を開始。
- 新しい商標はすでに約100件受理、ただし審査はまだ開始していない。
- 音の出願はMP3のデータファイルを提出する必要あり。
- 臭いの出願はまだ。臭いの説明と、化学組成や構造式の記載も可能

### JETRO・MYIPO商標ワークショップ開催 2020年10月

バンコク事務所佐々木副部長を講師として、MyIPO商標審査官に対し、日本の新しい商標についての審査運用を説明。MyIPO側からは審査の現状について説明



## 3 (1) マレーシア Basket of Brands (BOB) 制度

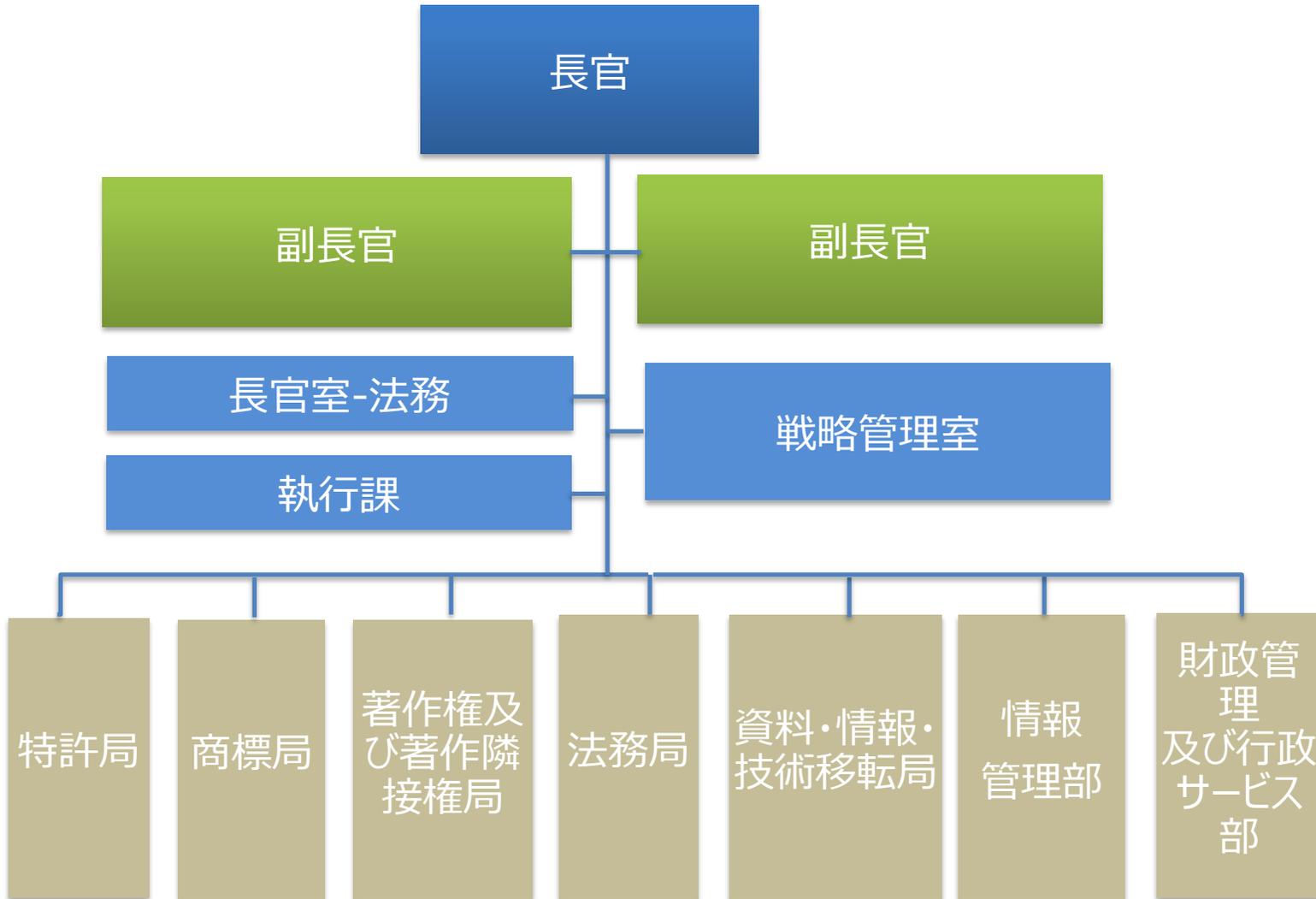
### (概要)

- 2011年に取引表示法に導入。
- 権利者は商標侵害事件に関連する訴訟に協力する／検証を行うことに同意。
- 権利者に関するデータベースを作成。
- BOBリストに基づいてMDTCAは商標の侵害事件について積極的な取締りを行う。
- 商標侵害事件の調査の完了を短縮する。

### (提出書類)

- 商標登録証
- 取引表示命令 (Trade Description Order (TDO)) = 商標侵害物品が虚偽の取引表示であることを宣言する裁判所の命令書。ただし、侵害品が登録商標の精巧な偽造品である又は登録商標と同一である場合にはTDOがなくても取締りの申立が可能)
- 認可書またはPower of Attorney (代理人により手続きをする場合)
- 権利者またはその代理人により署名された、商標侵害事件の捜査に協力する旨のConsent Letter

## ➤ フィリピン知財庁組織図



## ➤ フィリピン知財庁 バルバ長官



Barba & Associates法律事務所マネージングパートナー、貿易産業省筆頭次官を経て、

2020年2月  
フィリピン知財庁長官就任

<https://www.ipophil.gov.ph/the-director-general/>

## ➤ フィリピン知財庁



REPUBLIC OF THE PHILIPPINES  
INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE  
OF THE PHILIPPINES

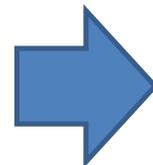
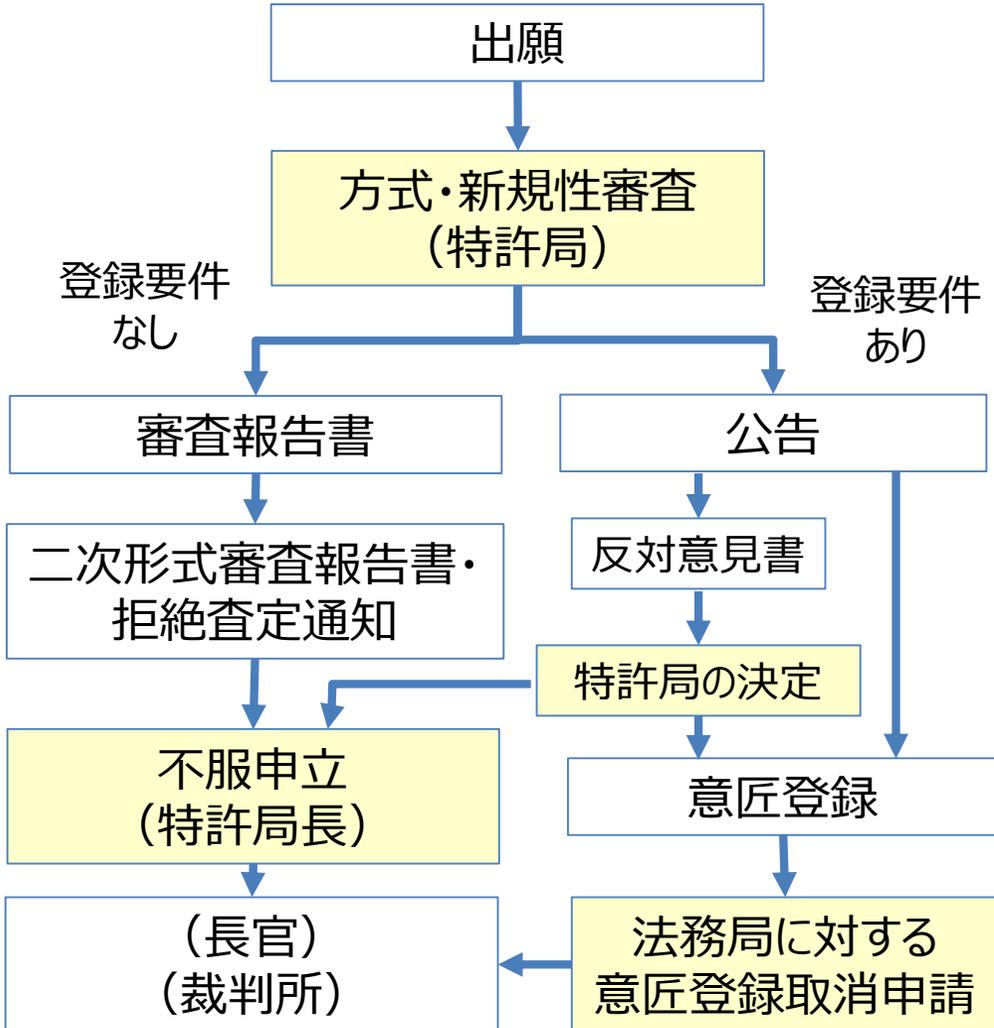


貿易産業省に所属

1998年 特許・商標・  
技術移転部から知財庁  
に移行。

# 3 (1) フィリピン 意匠類比判断運用に関する協力

意匠出願手続の概要



2021年6月15日~16日

JPO/JETRO共催で、IPOP HLの法務局、特許局、  
長官室、および知財エンフォースメント室の担当官に  
対し、意匠の類否判断、新たな保護対象等について  
のオンライン・ワークショップを開催



# 3 (1) フィリピン エンフォースメントの強化に向けて

## フィリピン知的財産権委員会 (NCIPR, 2008-)

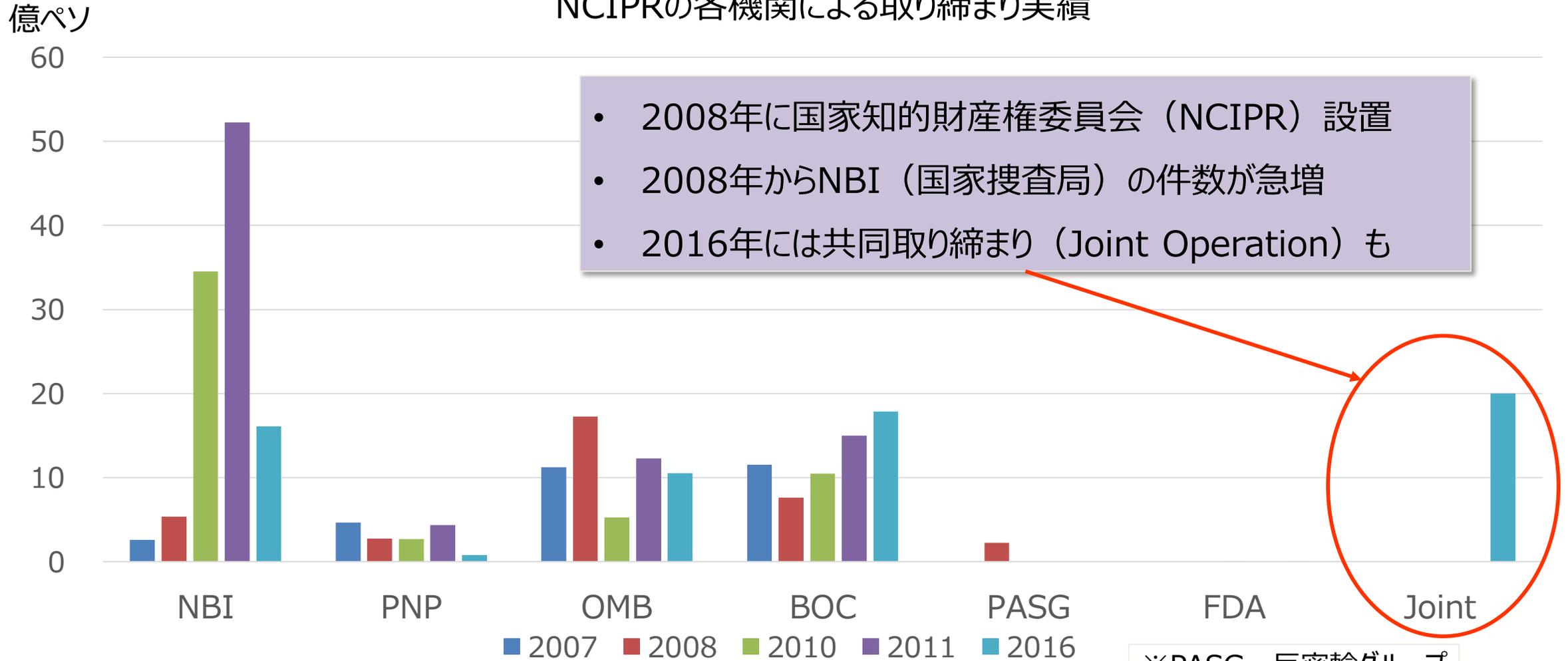
- 貿易産業省 (DTI、議長)
- 知的財産庁 (IPOP HL、副議長)
- 司法省 (DOJ)
- 内務地方政府省 (DILG)
- 関税局 (BOC)
- 国家通信委員会 (NTC)
- 国家捜査局 (NBI)
- フィリピン国家警察 (PNP)
- 光学メディア委員会 (OMB)
- 国家書籍開発委員会 (NBDB)
- 食品医薬品局 (FDA)
- 特命使節室



(出典) IPOP HLプレゼンに基づく

### 3 (1) フィリピン エンフォースメントの強化に向けて

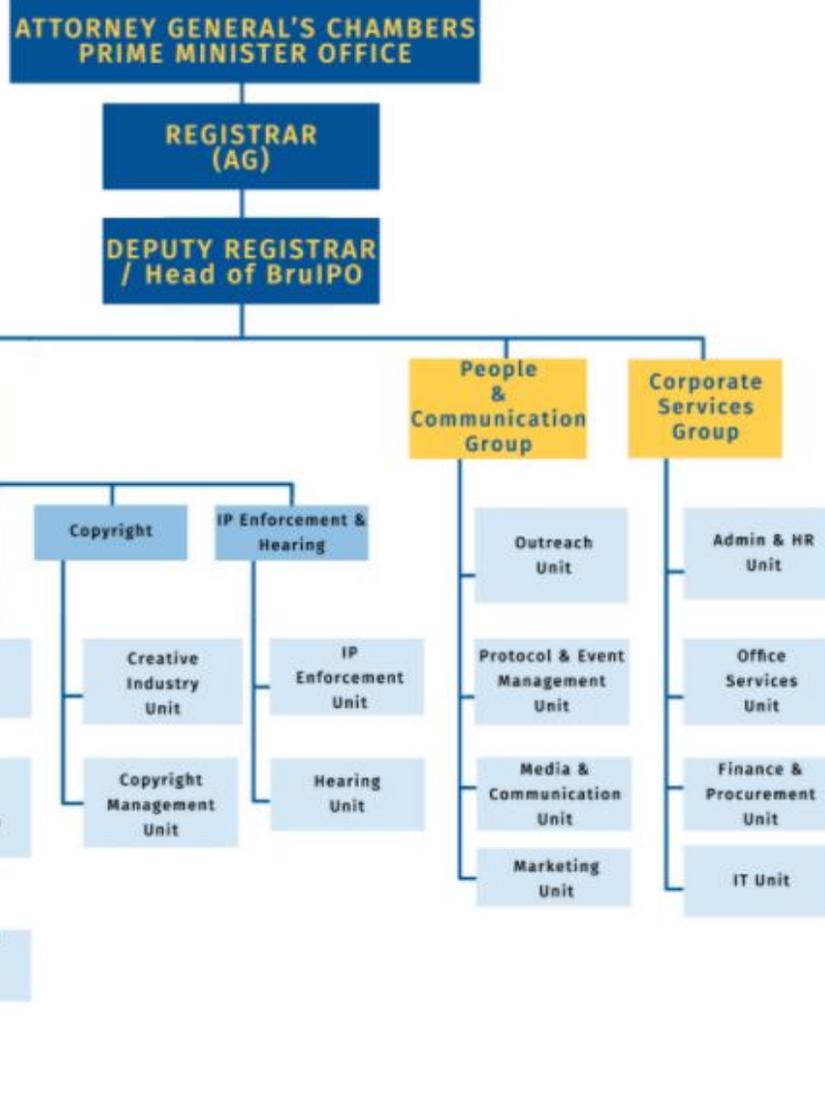
NCIPRの各機関による取り締まり実績



(出典) IPOPHLウェブサイトのデータに基づく: <https://www.ipophil.gov.ph/ncipr-statistics/>

# 3 (1) ブルネイ

## ブルネイ知財庁組織図



## ブルネイ知財庁 ノラジザ長官

## ブルネイ知財庁



法務長官室に所属

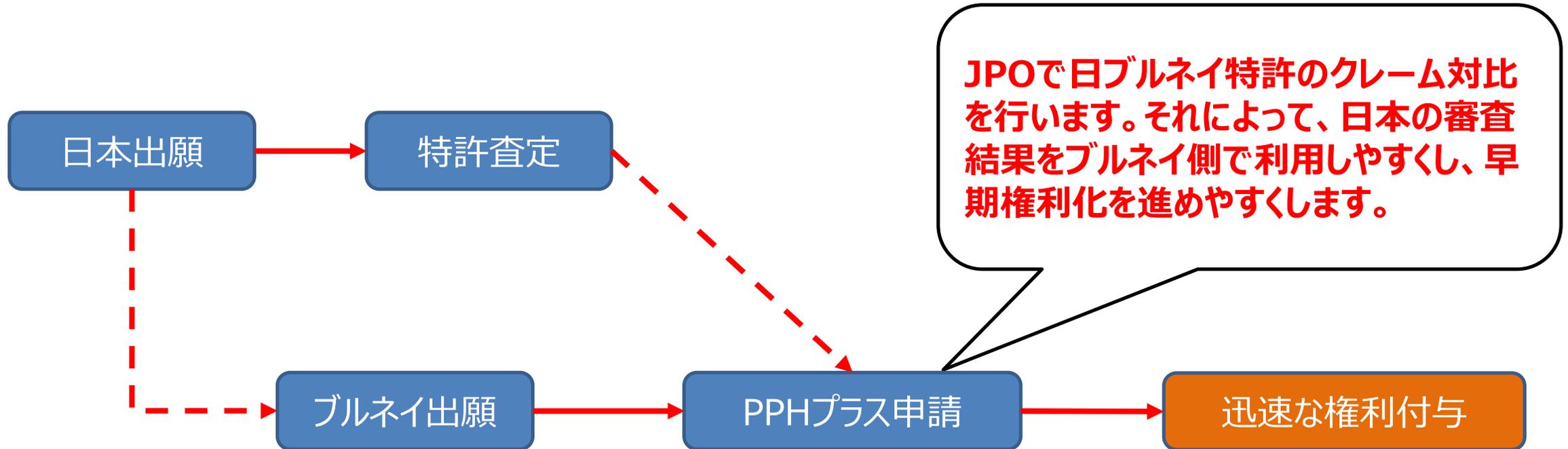
2013年 エネルギー・産業省特許登録部が改組。

2019年 エネルギー・産業省から法務長官室に移管

職員数：約20名

### 3 (1) ブルネイ PPHプラスによる特許登録の早期化

2017年10月1日より、日本との間で特許のPPHプラス開始



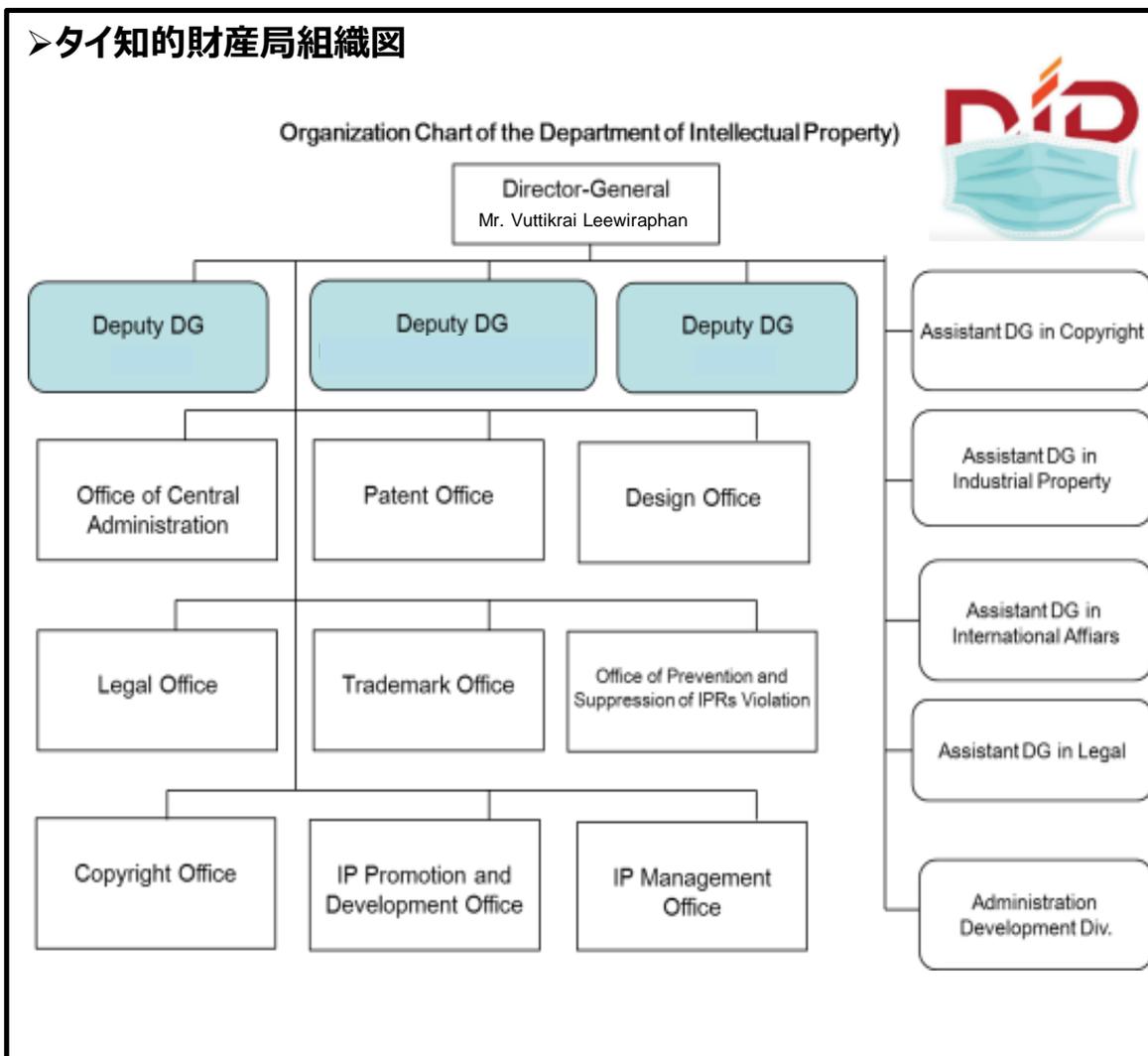
[https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/pph\\_plus\\_guideline.html](https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/pph_plus_guideline.html)

### 3. (2) メコン地域（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）の知財概況



**陸側ASEAN地域**

## タイ知的財産局組織図



## タイ知的財産局 ウティクライ局長



商務省事務次官室監察官、商務省事業開発局局長を経て、

2020年10月  
タイ知財局長に就任

## タイ商務省知的財産局



商務省に所属

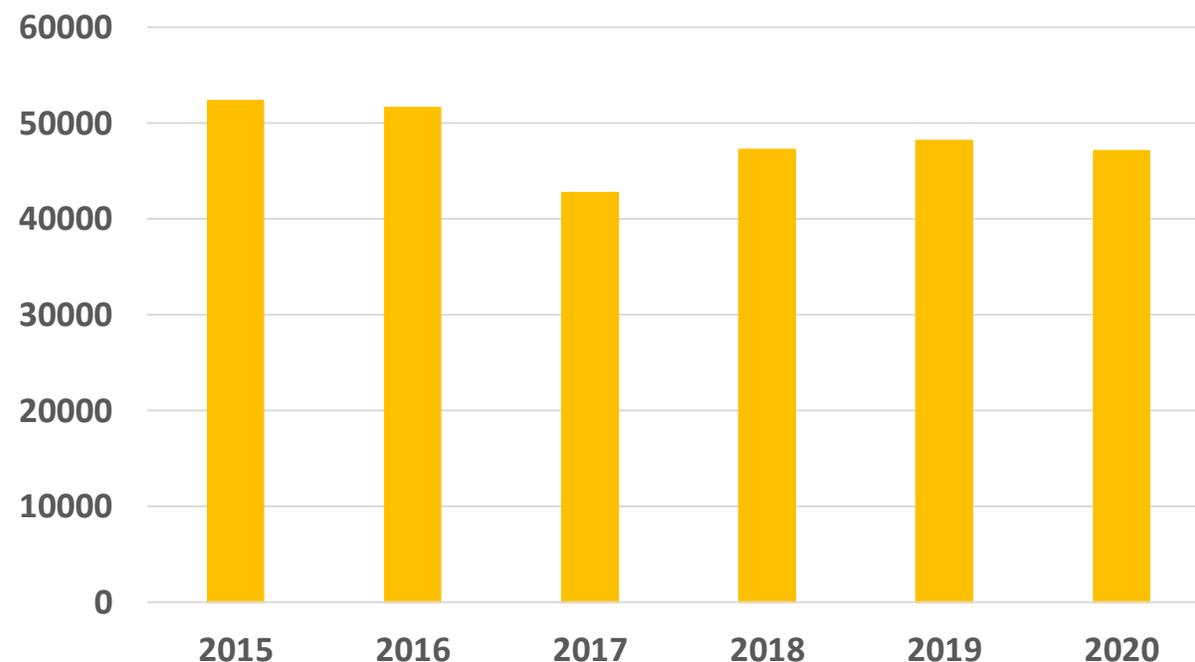
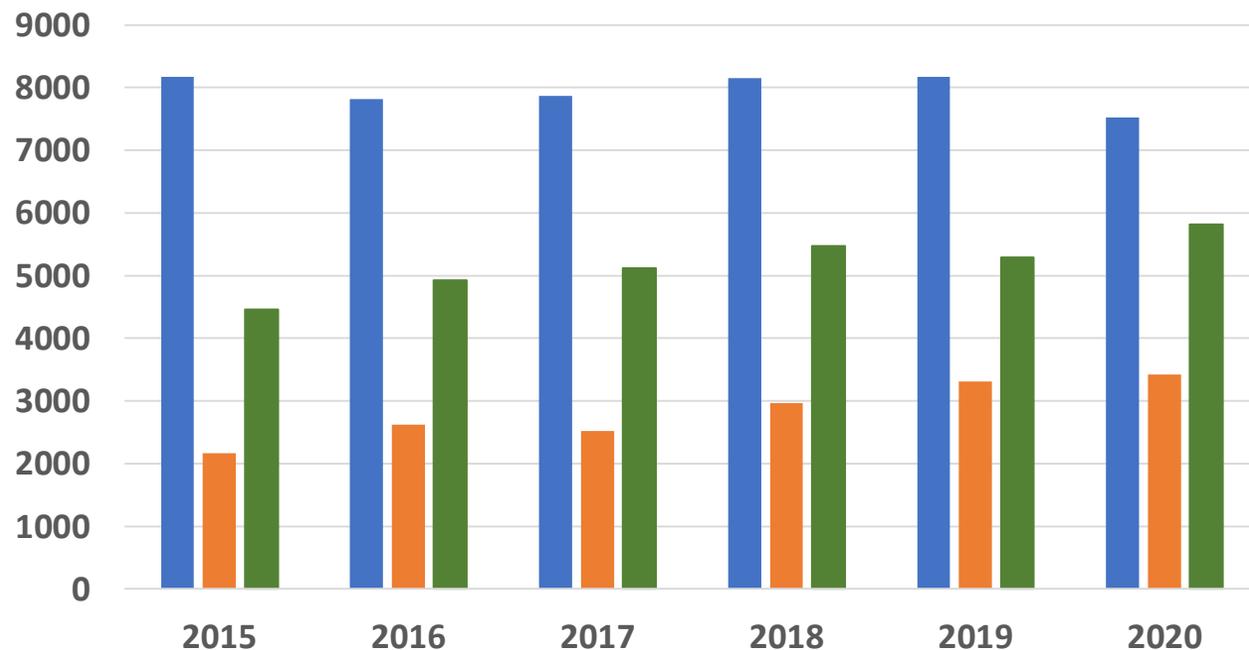
1992年に商務省に知的財産局が創設

職員数：約500名  
(うち、特許審査官約100名)

### 3 (2) タイ 出願件数 (特許、小特許、意匠、商標)

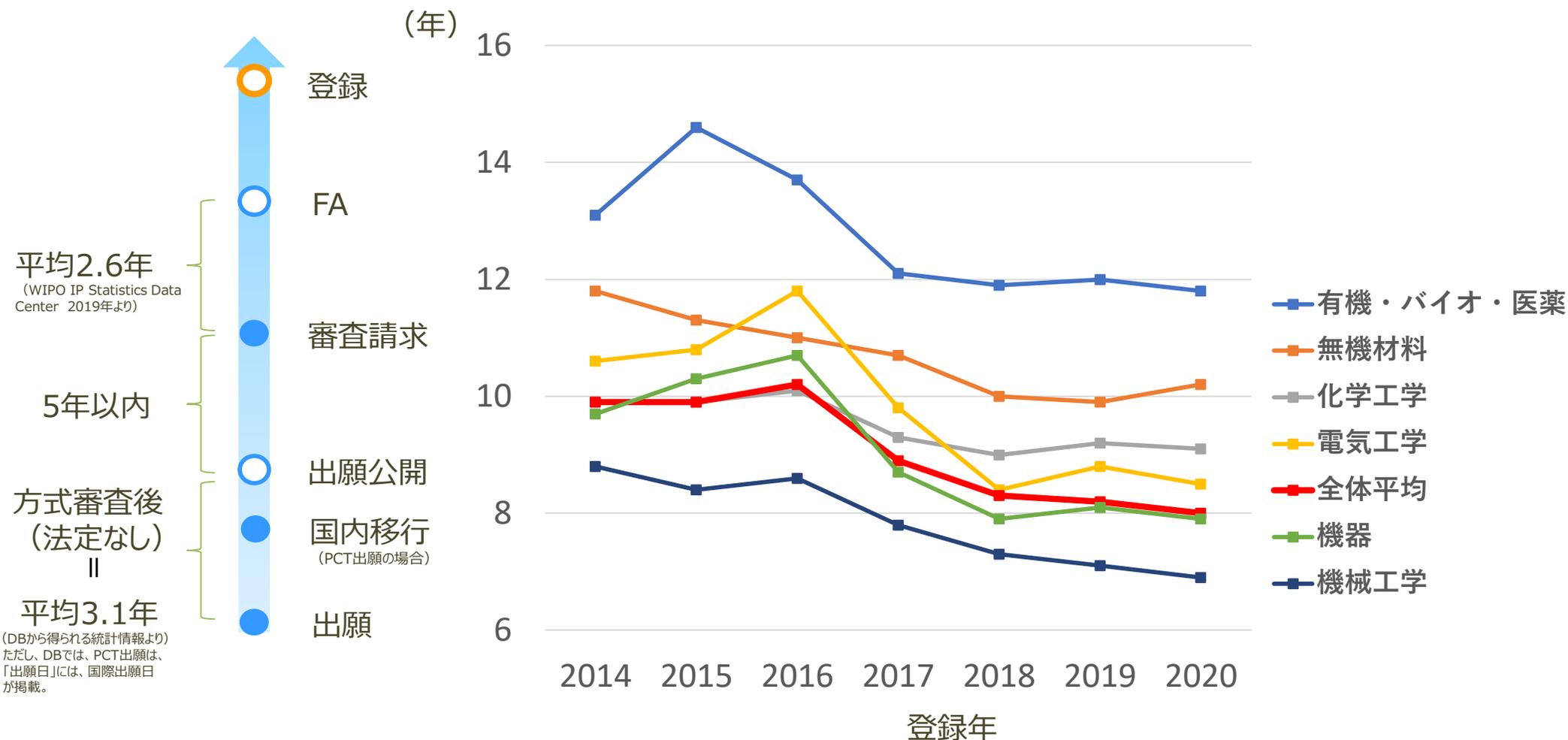
■ 特許 ■ 小特許 ■ 意匠

商標



- 特許出願は、約8%の減少。
- 小特許出願、意匠出願は、それぞれ、約3%、10%の増加。
- 商標出願は、約2%の減少。

# 3 (2) タイ 特許 権利化期間 (出願から登録まで)

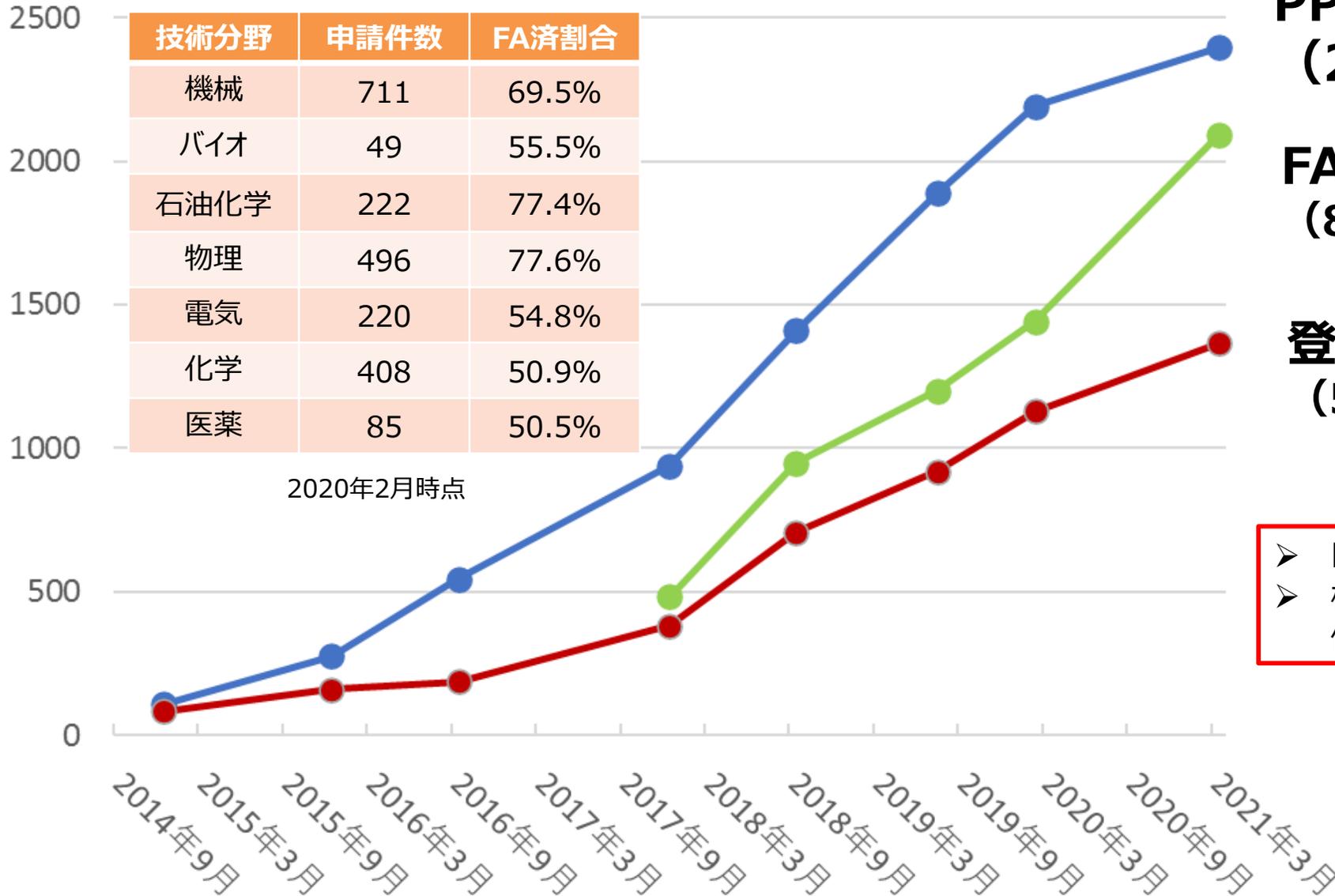


- 依然として審査遅延の問題は残るが、権利化期間は減少傾向。
- (16年) 10.2年, 登録1837件 ⇒ (20年) 8.0年, 登録3502件
- 日本出願人の登録率は、全体の30%と比べて高く、40~50%前後。

出所：ASEAN産業財産権データベースから得られる統計情報 (2021年3月)

### 3 (2) タイ 特許権利化期間の短縮 – PPHの実績

#### 累積件数推移



PPH申請件数  
(2,395件)

FA済件数  
(87.3%)

登録済件数  
(57.0%)

- PPH申請から登録まで平均14ヶ月。
- 権利化期間については技術分野によって偏りがある。

# 3 (2) タイ 知財関連法の改正状況

## ○特許法（発明、小発明、意匠含む）

⇒主に審査期間の大幅短縮を目的とした改正案について、2017年5月に第1回パブコメ、2018年1月末に第2回パブコメ。

☆特許法（発明特許）改正案と特許法（意匠特許）改正案は別々に作業が進められていたが、一つの改正案として作業を進める方針に変更。この特許法（発明、意匠含む）改正案が2020年 9月に公表され、パブコメ募集が行われた。

- 法改正状況については、SEAIPJ、JIPA、JAMAなどを通じて日系企業に情報共有 → タイDIPへパブコメ提出  
米国政府、欧州ビジネス商業協会（EABC）、国際商標協会（INTA）、米国研究製薬工業協会（PhRMA）などからも意見提出
- 2021年5月14日 タイDIP、意見聴取結果をウェブサイトに公表 → 内閣へ提出

**発明特許： 権利化前**

- ①出願公開時期の法定化（18か月）
- ②自発分割の導入
- ③審査請求の出願日基準化（3年）
- ④新規性の世界公知基準の明確化

**発明特許： 権利化後**

- ①登録後の誤記訂正
- ②ライセンス登録制度の緩和

**意匠特許**

- ①権利期間の伸長（10年→15年）
- ②部分意匠制度、関連意匠制度の導入
- ③自発分割の導入
- ④公開遅延請求制度の法定化
- ⑤ハーグ協定への対応

## ○著作権法

⇒著作権法の改正予定。2018年2月、2019年9月にパブコメ。

☆2020年9月29日、タイ内閣で改正案承認→2021年1月27日、人民代表院で承認→元老院で審議  
インターネット上の模倣品販売業者への対策強化が目的  
(裁判所への申立てなしに、直接ISPに対してノーティスアンドテイクダウンできる手続規定を新設)

## 3 (2) タイ 商標に関する最近の動き

### ■ 商標審査基準の改正 (2021年2月改訂案公表)

#### 【ポイント】

- 通常の順序ではない3文字以上の文字、数字の並列は、識別性のある装飾した文字または数字と見なす。しかしその文字または数字の称呼は含まない。
- 外国名の使用をその名前の所有者である国で権限を持つ者（在タイ大使館など）から許諾された場合に限り登録可と明記

### ■ 商標出願のファーストアクション ファストトラック開始

DIPは2021年4月5日、商標出願のFAファストトラックによる審査結果の通知について告示を公表。

以下3要件を満たした出願は、自動的にこのファストトラックにより審査が進められ、出願から6か月で最初の審査結果（FA）が通知される。

- (1) 指定商品／役務数の合計が10点を超えないこと。
- (2) タイ知的財産局ウェブサイト (<https://tmsearch.ipthailand.go.t>) から指定商品／役務を選択すること。
- (3) 補正手続、譲渡手続、識別性を証明する証拠資料の提出手続がないこと。前述の手続がなされた場合、登録官は通常通り審査を進める。

### ■ 商標の更新に係るファストトラック開始

DIPは2021年4月5日、商標の更新のファストトラックに関する告示を公表。

以下の条件を満たす更新申請は、審査から更新登録証の発行まで60分で完了する。追加料金はなし。

- (1) 指定商品／役務数の合計が30点以内であること。
- (2) 登録内容に変更がないこと。
- (3) 更新申請書を権利者または代理人により提出しなければならず、代理人による申請の場合、
  - ①更新手続、及び②権利者に代わる更新登録証受領の委任が委任状に明記されていないとしない。
- (4) ファストトラックの申請は更新申請書の提出時に行うこと。
- (5) 更新費用を全額支払うこと。

### 3 (2) タイ エンフォースメントの状況 – 刑事摘発件数

#### 経済警察 (ECD : Economic Crime Suppression Division) による刑事摘発の件数

	2016	2017	2018	2019	2020	2021 (~2月)
商標権	5,012	4,888	3,936	2,786	1,270	181
著作権	1,504	1,844	1,930	1,079	527	119
特許権 (小特許・意匠権)	158	33	18	5	0	0
その他	-	-	-	-	-	-
合計	6,674	6,765	5,884	3,870	1,685	300

#### 特別捜査局 (DSI) ※による刑事摘発の件数

	2016	2017	2018	2019	2020	2021 (~2月)
商標権	23	20	25	4	4	3
著作権	0	0	0	0	0	0
特許権 (小特許・ 意匠権)	0	0	0	0	0	0
その他	-	-	-	-	-	-
合計	23	20	25	4	4	3

➤ 商標権・著作権に基づくエンフォースメントが大半。

※DSI(Department of Special Investigation)

・法務省傘下の特別部隊

(米国における FBIに相当する機関)

・模倣品価値が1000万THB以上で、タイ経済にインパクト、国際関係に影響を及ぼす事件を担当。

Source: <https://oppb.coj.go.th/th/content/category/detail/id/8/cid/2086/iid/211386>

### 3 (2) タイ エンフォースメントの状況 – 訴訟件数

#### 知的財産権に関する訴訟件数（知的財産・国際取引中央裁判所（CIPITC））

刑事訴訟	2017	2018	2019	2020	2021 (Jan-May)
商標権	2907	2478	1877	1249	306
著作権	644	665	677	531	206
特許権※	22	18	8	4	0
合計	3573	3161	2562	1784	512
民事訴訟	2017	2018	2019	2020	2021 (Jan-May)
商標権	101	89	94	119	34
著作権	72	50	65	47	17
特許権※	31	23	19	28	20
合計	204	162	178	194	71

※ 小特許、意匠権含む

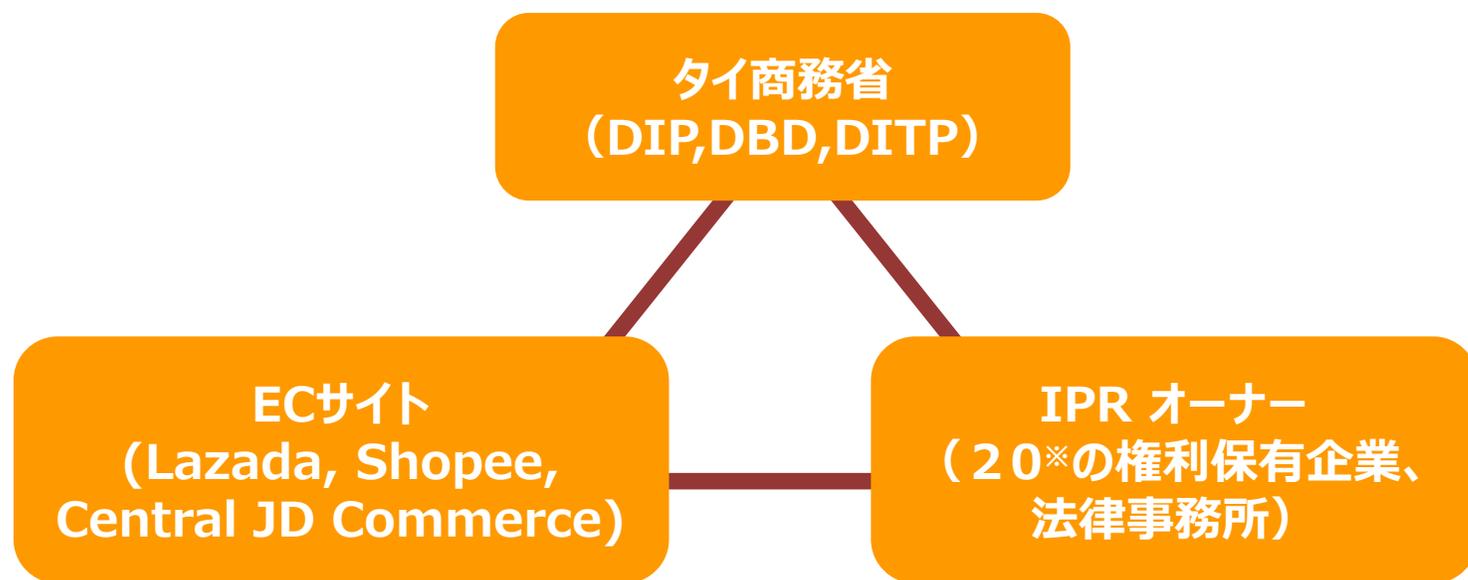
Source: C I P I T C

- 外国企業同士の裁判は少。被告がタイ企業の裁判が大半。
- 民事では長期化する傾向。刑事では即日判決も。

### 3 (2) タイ インターネット上の模倣品対策

#### <インターネットにおける知財権保護に関するMOU>

- 2021年1月11日、タイ商務省内の3部局（知的財産局、事業開発局、国際貿易振興局）とインターネットプラットフォームオペレータ（Lazada, Shopee, Central JD Commerce）、権利者、法律事務所（20 IPR Owner）との間で、インターネット上での知的財産の保護に関するMOUを締結。
- DIPがインターネット上で侵害品を監視し、疑わしいものについては権利者に情報を共有し、権利者が確認を行うといったインターネット上のIP侵害品を排除する枠組みを構築する内容となっている。



➤ 3か月に一度、フォローアップミーティングを開催。

※IPRオーナーは2追加され、現在22。



### タイ学生向け模倣品対策動画コンペティション (Go for Real)

#### ■ 主催者 :

タイ知財局、USPTO、True Vision、JETRO、バンコク大学、タイ映画製作者連盟 (MPA)、コンテンツ海外流通促進機構 (CODA)、タイエンターテイメント協会 (TECA)

#### ■ 協賛企業 :

パナソニック、ファーストリテイリング、ヨネックス、川崎重工業、キャノン

#### ■ 目的 : オンライン上の海賊版コンテンツ・模倣品対策のための知財啓発

#### ■ メインターゲット : タイの大学生

#### ■ 事業概要 :

<Step1>

タイ学生向けに知的財産権の重要性を説くためのウェビナーを開催 (計3回)

<Step 2 >

海賊版コンテンツ・模倣品の危険性・影響についての1分程の動画を募集

<Step3>

ファイナリスト10作品を選定し、学生とプロと一緒に動画をブラッシュアップする

<Step4>

10作品から優秀作品1位~3位を決定する

<Step 5 >

セレモニーにて、ファイナリスト含め各入賞者に賞品を贈呈

優勝作品は、True Visionのチャンネルを通じてタイ国内で放送

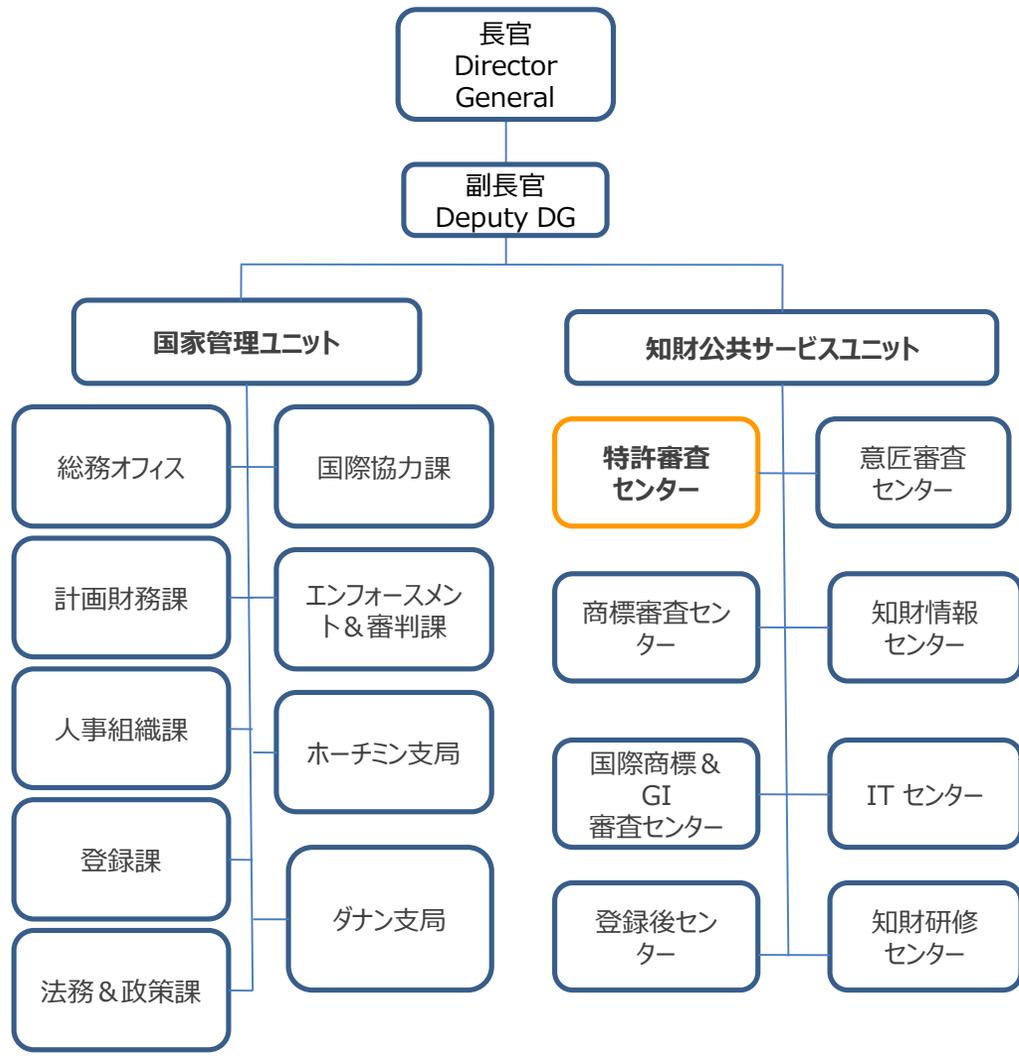


現地マスコミ向けオープニングセレモニーの様子  
(2020年9月)



現地マスコミ向けアワードセレモニーの様子  
(2021年3月)

## ▶ベトナム国家知的財産庁 (IP VietNam) 組織図



## ▶ベトナム科学技術省 フィー長官



1986年 ベトナム国家大学哲学部講師  
 政府官房総務局、科学教育文化局等を経て  
 2017年3月より  
 ベトナム知財庁長官に就任

## ▶ベトナム国家知的財産庁 (IP VietNam)

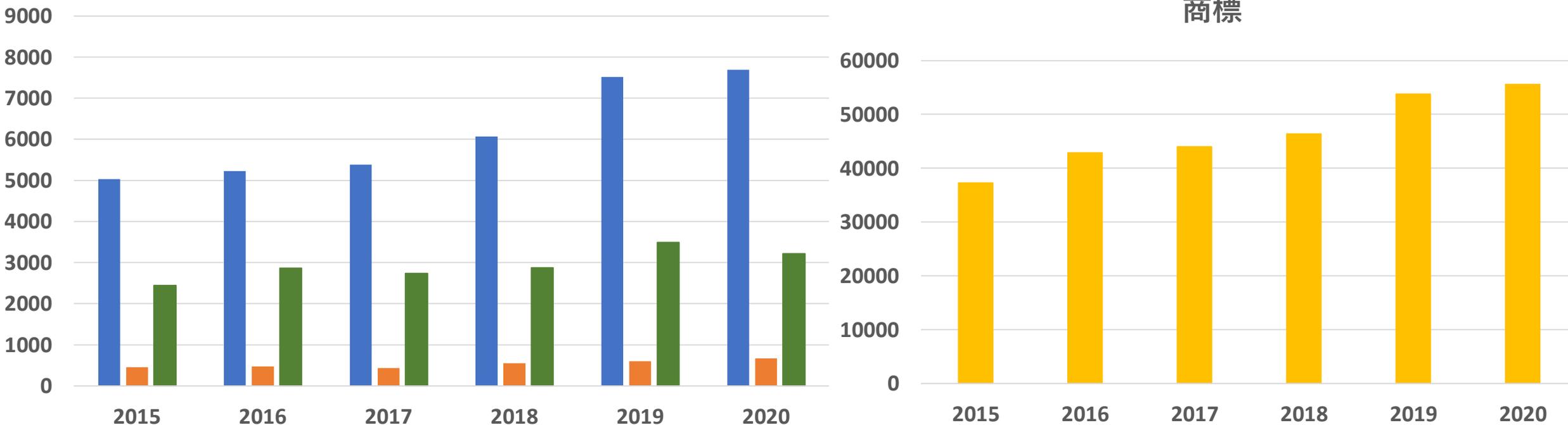


科学技術省に所属  
 1982年に創設された、国家発明室を前身とし、現在は科学技術省の一組織  
 職員数：約360名  
 (うち、特許審査センター71名、意匠審査センター12名、商標審査センター61名)

### 3 (2) ベトナム 出願件数 (特許、小特許、意匠、商標)

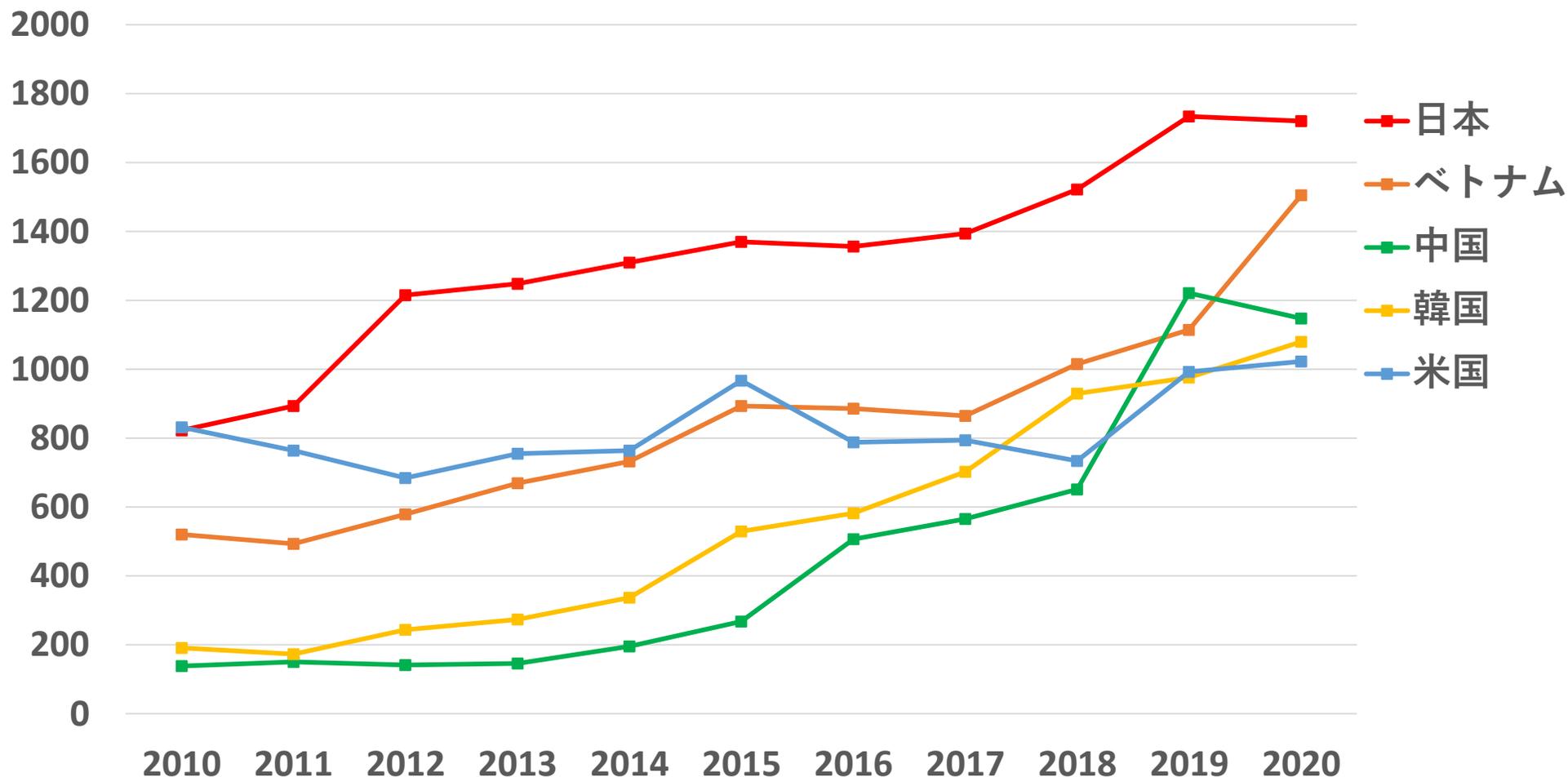
■ 特許 ■ 実用新案 ■ 意匠

商標



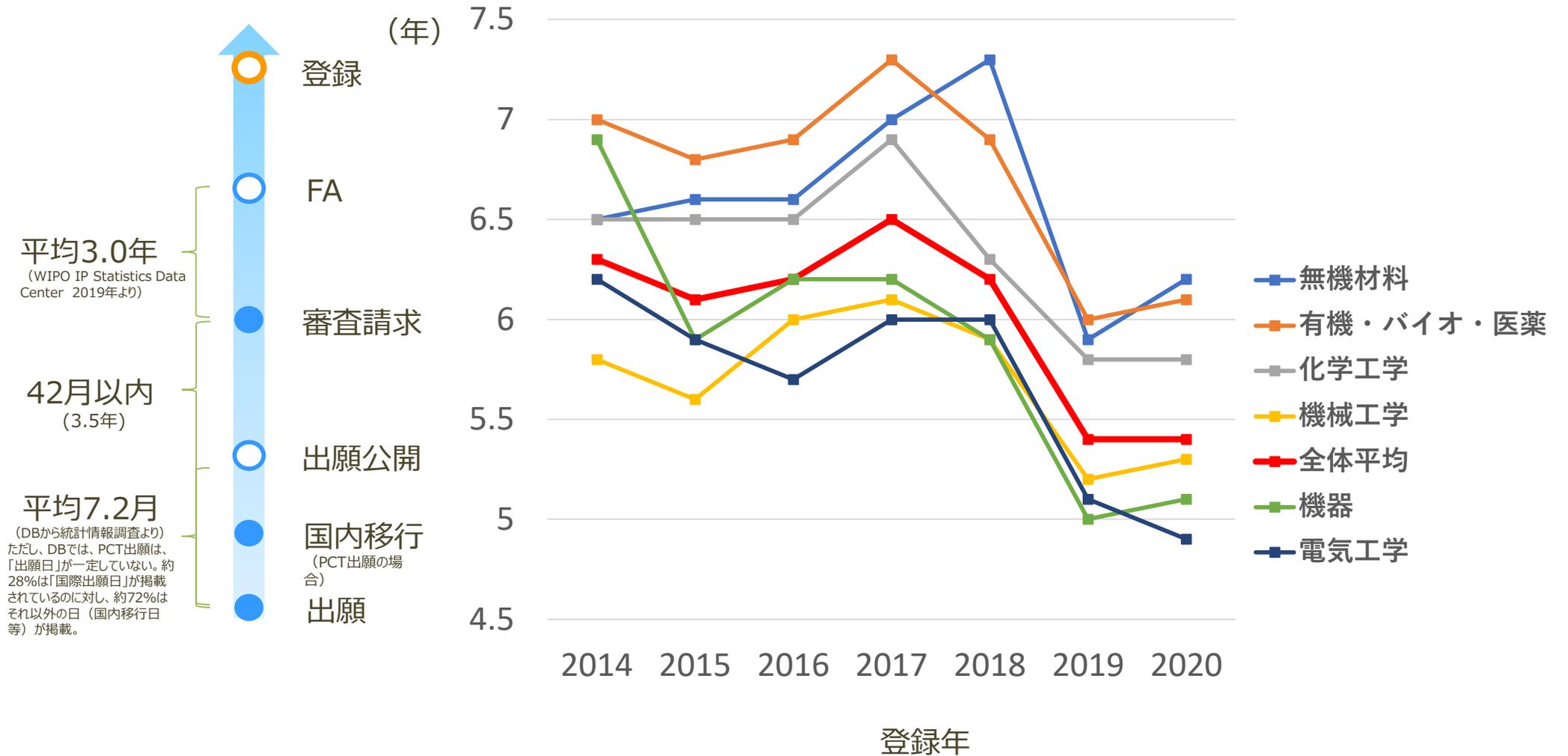
- 特許出願、実用新案出願は、それぞれ、約 2%、1.3%の増加。
- 意匠出願は、約 8%の減少。
- 商標出願は、約 3%の増加。

### 3 (2) ベトナム 国籍別の特許、実用新案出願合計件数



- 日本からの出願は、約 1 %の減少。
- ベトナム国内からの出願が、大幅（約 3 5 %）に増加。
- 中国からの出願は、約 6 %の減少。

# 3 (2) ベトナム 特許権利化期間 (出願から登録まで)



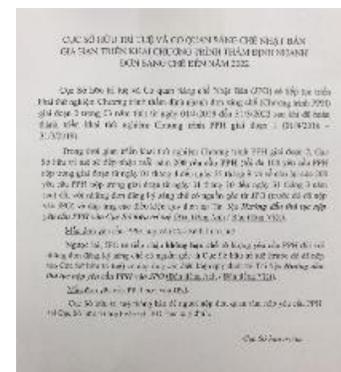
➤ 日本国籍出願人案件は、全特許を母集団とした登録率より10~20%程度高め

## 日ベトナム特許審査ハイウェイ (PPH) の実施

- 2016年4月より試行開始 (受付上限100件/年)
  - 2016年: 4月1日～8月24日受付終了
  - 2017年: 4月1日～5月30日受付終了
  - 2018年: 4月1日～4月3日受付終了
  - 2019年: 4月1日 100件受付終了、10月1日 100件受付終了
  - 2020年: 5月4日 100件受付終了、10月1日 100件受付終了
  - 2021年: 4月1日～ 申請開始



2019年度より、  
受入**上限200件/年**  
に拡大



### 2020年実績

#### ➤ 審査期間

FA: 平均約**8.7**月※  
最終: 平均約**9.5**月※

#### ➤ 審査結果

特許率: **94%**  
(拒絶となった案件は全て応答無し)  
FA特許率: **70.9%**

#### ➤ これまでに分かっている課題

- 出願公開前にPPH申請がされた場合は  
すぐに審査ができない  
(出願公開を待たなければならない)
- ベトナム語への誤訳が多い**

※PPH申請日または公開日の遅い方からカウント

### ベトナム知的財産庁はJICAが支援する特許審査能力強化プロジェクトを正式に実施 (2021年5月4日)

“**ベトナム知的財産庁における知的財産出願審査能力強化プロジェクト**”は、2000年以降JICAがベトナムに対して行ってきた知的財産分野での4件目の政府開発援助プロジェクトである。同プロジェクトは、2021年から2023年までの2年間、特許を中心に当事者が共同で実施するもので、具体的には、特許出願を審査するための品質管理資料を作成すること、既存の特許審査規定を完成させること、人工知能(AI)、モノのインターネット(IoT)、コンピュータソフトウェアの分野における特許出願審査に関するガイダンスを補足することについて、ベトナム知的財産庁を支援する。



Source: IP ベトナム HP  
[http://www.noip.gov.vn/vi\\_VN/web/guest/hoat-ong-shcn-trong-nuoc/-/asset\\_publisher/7xsjBfqhCDAV/content/cuc-so-huu-tri-tue-chinh-thuc-trien-khai-du-an-nang-cao-nang-luc-tham-inh-on-sang-che-do-jica-tai-tro](http://www.noip.gov.vn/vi_VN/web/guest/hoat-ong-shcn-trong-nuoc/-/asset_publisher/7xsjBfqhCDAV/content/cuc-so-huu-tri-tue-chinh-thuc-trien-khai-du-an-nang-cao-nang-luc-tham-inh-on-sang-che-do-jica-tai-tro)

### 3 (2) ベトナム 2021年知財法改正

- ✓ 今般、ベトナム国会において、ベトナム知的財産法を2021年法改正プログラム（2022年6月に国会承認される予定）に含めることが承認。
- ✓ 今回の改正は、**(1)国際的な合意（CPTPP、EVFTA（EU越間の自由貿易協定）との整合、(2) 知的財産権の執行に関する手続きの簡素化・効率化等を目的**としている。

#### 特許

- ① 拡大先願規定の追加
- ② 秘密特許、安全保障管理規定の追加
- ③ 遺伝子資源、伝統的知識規定の追加

#### 知財権保護

- ① 行政罰を受ける知財権侵害行為を限定（著作権、商標、GI、植物品種に限定）
- ② 知財権関連の輸出入国境管理措置を限定

#### 意匠

- ① 部分意匠
- ② 公開遅延制度の導入

#### 商標

- ① 音の商標の追加
- ② 無効理由追加（悪意の商標）

→ **法改正状況については、SEAIPJ、JIPA、JAMAなどを通じて日系企業に情報共有 → IPベトナムへパブコメ提出**

	2020年11月	2021年4月	2021年12月	2022年5-6月	2022年7月
改正スケジュール	改正案公表 (パブコメ)	内閣へ提出	国会審議	国会承認	施行

### ベトナム市場管理総局と模倣品対策の協力覚書を締結

2021年4月1日、日本国特許庁とベトナム市場管理総局との間で、両国間の模倣品対策に関する協力を一層強化する目的で、知的財産権の保護及び執行における協力に関する覚書(MOC)を締結した。



糟谷長官、リン総局長の署名風景  
※コロナ禍のため、東京及びハノイにてそれぞれ署名がなされました。

### ■ 協力覚書で合意した内容

- ・ 模倣品真贋判定セミナーやトレーニングの共同開催
- ・ ベトナムにおける市場調査や、市場関係者への反模倣品啓発活動などの協力
- ・ 両国の知財政策、法律及び規則等の紹介
- ・ 知的財産権侵害等の個別案件の調査、知的財産権侵害への対策に関する手続、実務経験等の情報共有
- ・ ベトナム市場管理総局による行政訴訟及び執行活動の実績についての統計等の情報共有

## ▶ 国家知的財産委員会 (NCIPR)



- ・国家知財戦略の策定
- ・省庁間連携の円滑化
- ・知財の普及、エンフォースメント

## ▶ 商務省 (MOC) 知的財産権部組織図

### Department of Intellectual Property Rights (D/IPR)

- ・商標、商号、不正競争に関する法律
- ・地理的表示 (GI)
- ・営業秘密



職員数  
78名  
(商標審査官13名)



## ▶ 工業・科学・技術・イノベーション省 (MISTI) 産業財産権部組織図

※工業手工芸省 (MIH)から  
2020年名称変更。  
同時に科学技術革新総局と科学  
技術革新研究所を省内に新設。

- ・特許、実用新案、意匠に関する法律
- ・回路配置
- ・種苗法



職員数19名



### 3 (2) カンボジア 最近の動き

#### <法改正の状況>

- ・現状、直近で法改正の予定はない。
- ・審判制度の創設、税関登録制度の創設に関心。

#### <知財の権利化・エンフォースメント>

- ・特許： ほぼ100%の出願が外国出願。日本、ヨーロッパの出願が多い。登録数は10件前後。  
運用上、特許で実体審査は行われてない。他庁の審査結果待ち or 他庁に審査依頼。  
2018年3月1日よりEPOバリデーション開始（医薬品は不可）、SG・CNとは再登録制度あり
- ・商標・意匠： 実体審査あり。商標権侵害にはC&Dレター送付、DIPRによる調停が効果的。  
それでも解決しない場合はカンボジア模倣品対策委員会（CCCC）への申立てが有効。  
民事・刑事訴訟は非常に困難（予測不可能、高額）で、ほとんど利用がない。

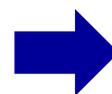
#### <出願件数（2018）>

- 特許 67件
- 実用 13件
- 意匠 177件
- 商標 7,583件

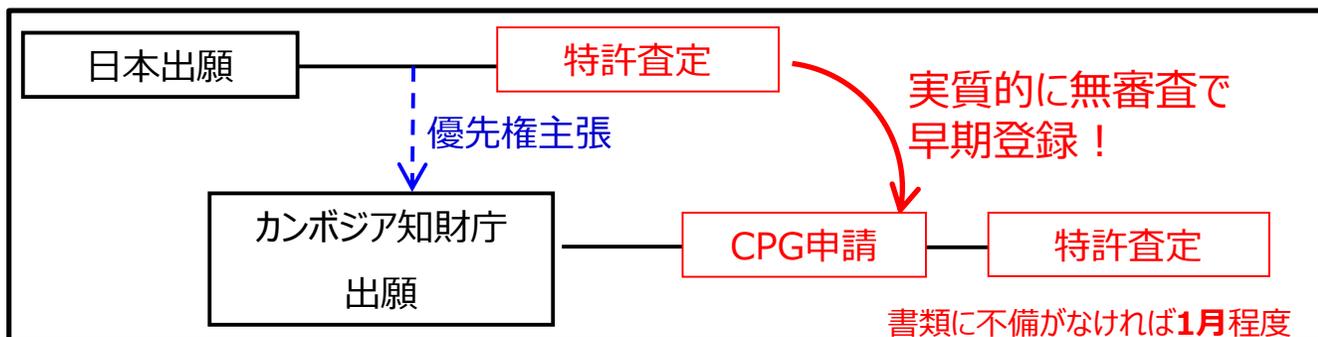


#### <CPG（特許の付与円滑化に関する協力）の活用状況>

- ・2016年7月より開始。
- 日本特許庁で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、カンボジア知財庁でも特許が付与されるもの



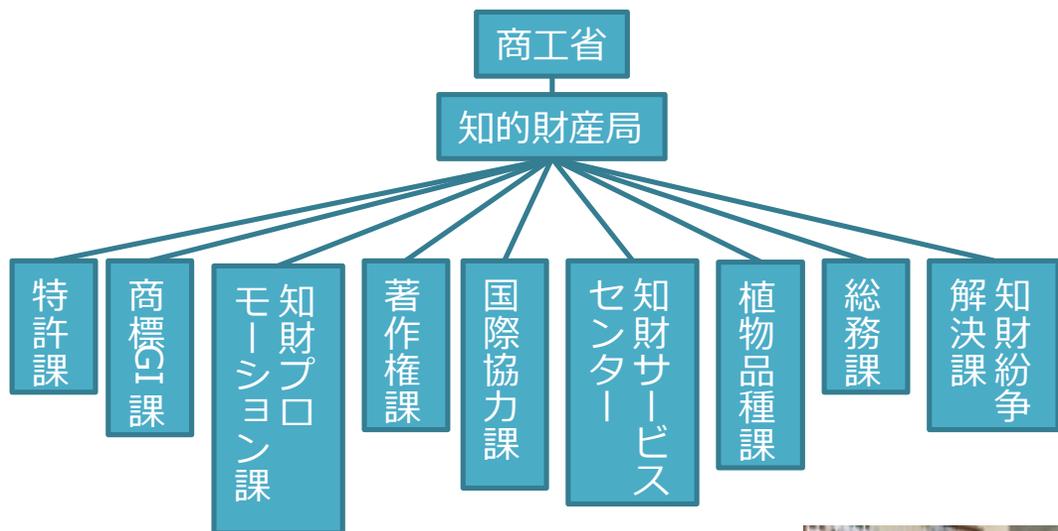
カンボジア特許出願は早期権利化のためCPG申請を！



CPG（2020年2月時点）	
申請件数	特許査定
33	22

【参考】再登録制度（登録／出願）SG: 38/55 CN:88/207  
KIPOとも2019年11月～実施

## ▶ ラオス知的財産局組織図



※2021年2月25日、科学技術省が解体され、知的財産局は商工省へ移管されることが決定した旨、発表された。

## ▶ ラオス知財局 カンラシー知財局長



工業商業省で貿易畑を20数年経験

在タイ・ラオス大使館公使、ラオス工業商業省市場部副部長を経て

2014年 ラオス科学技術省知的財産局局長就任

## ▶ ラオス科学技術省知的財産局



設立  
2011年

職員数  
59名

予算  
約5万USDドル

審査官数  
特・意：8名  
商標GI：9名

# 3 (2) ラオス 最近の動き



## <法改正等の状況>

- **2018年6月に改正知財法が施行**。主な改正内容は以下のとおり。
  - 出願公開制度、出願公開後の異議申立を新設。
  - 税関職員による職権での税関差止め可（商標、著作）。

## <出願件数 (2018) >

- 特許 59件  
(小特許含む件数)
- 意匠 67件
- 商標 3,475件

## <知財の権利化・エンフォースメント>

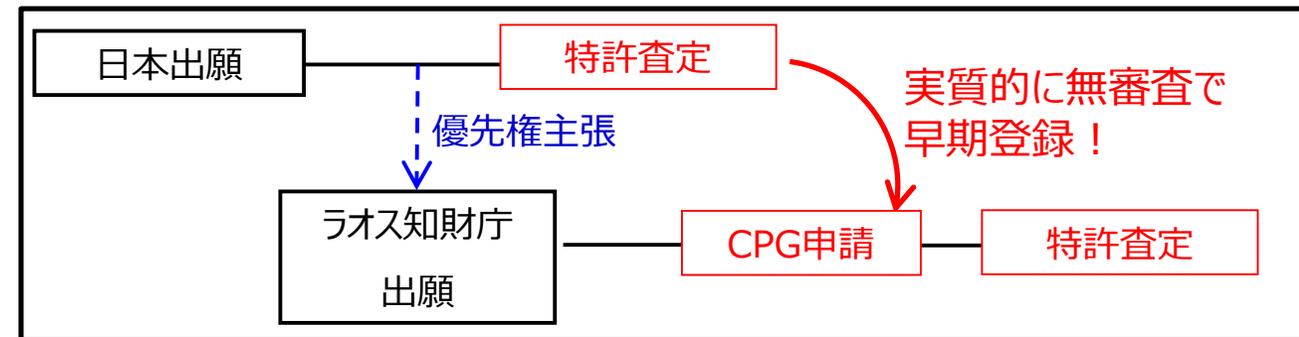
- 特許：100%に近い出願が外国出願。運用上、特許で実体審査は行われていない。他庁の審査結果を待つ必要あり。登録件数は10件弱。2018年4月より中国と再登録制度開始。星とも再登録制度開始予定（2019年11月MOU合意）
- 商標・意匠：実体審査あり。警察・税関を利用した行政摘発が有効とされている。真贋判定が困難な場合には、知財局へ真贋判定の依頼可能。

## <CPG（特許の付与円滑化に関する協力）の活用状況>

- 2016年11月より開始。日本特許庁で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、ラオス知財庁でも特許が付与されるもの

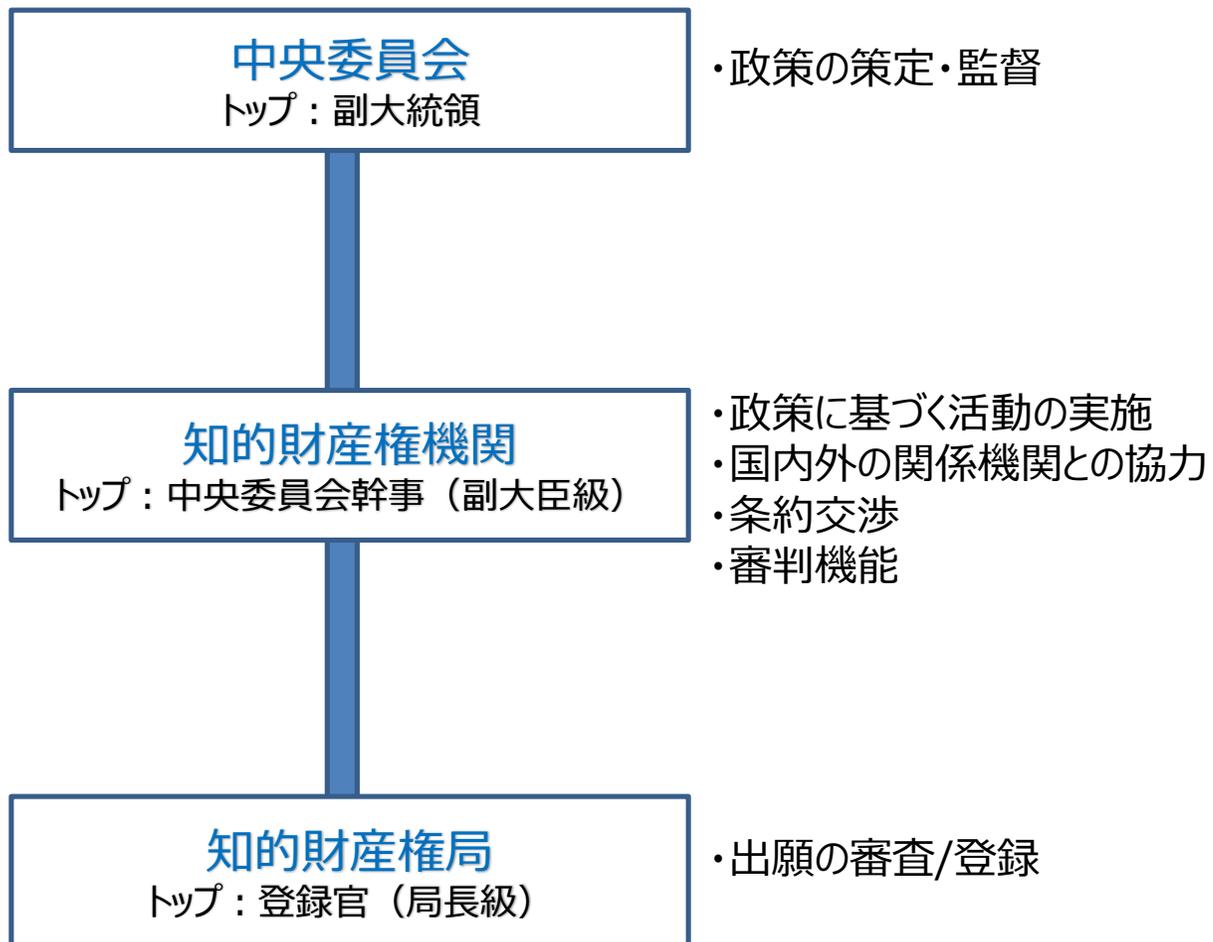
CPG（2020年11月時点）	
申請件数	特許査定
18	7

➡ **ラオス特許出願は早期権利化のためCPG申請を！**



Source: ラオスDIPとの意見交換、カンボジア・ラオス・ミャンマーにおける知財統計情報の調査(ジェトロバンコク)2020年2月

## <ミャンマー知財行政の組織構造>



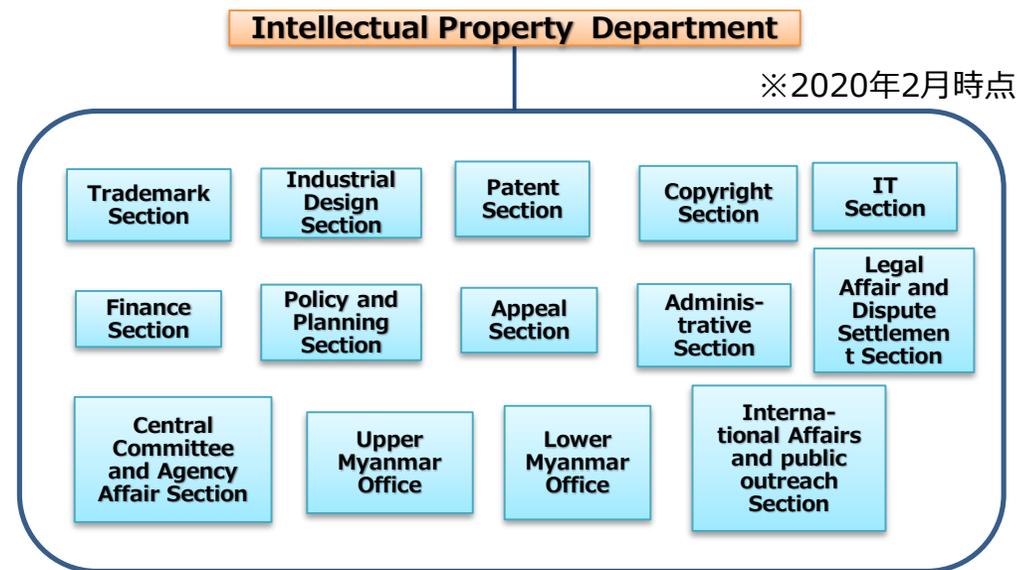
## >ミャンマー商業省

モー・モー・トウエ  
知的財産局長



## >ミャンマー商業省 知的財産局（合計50名）

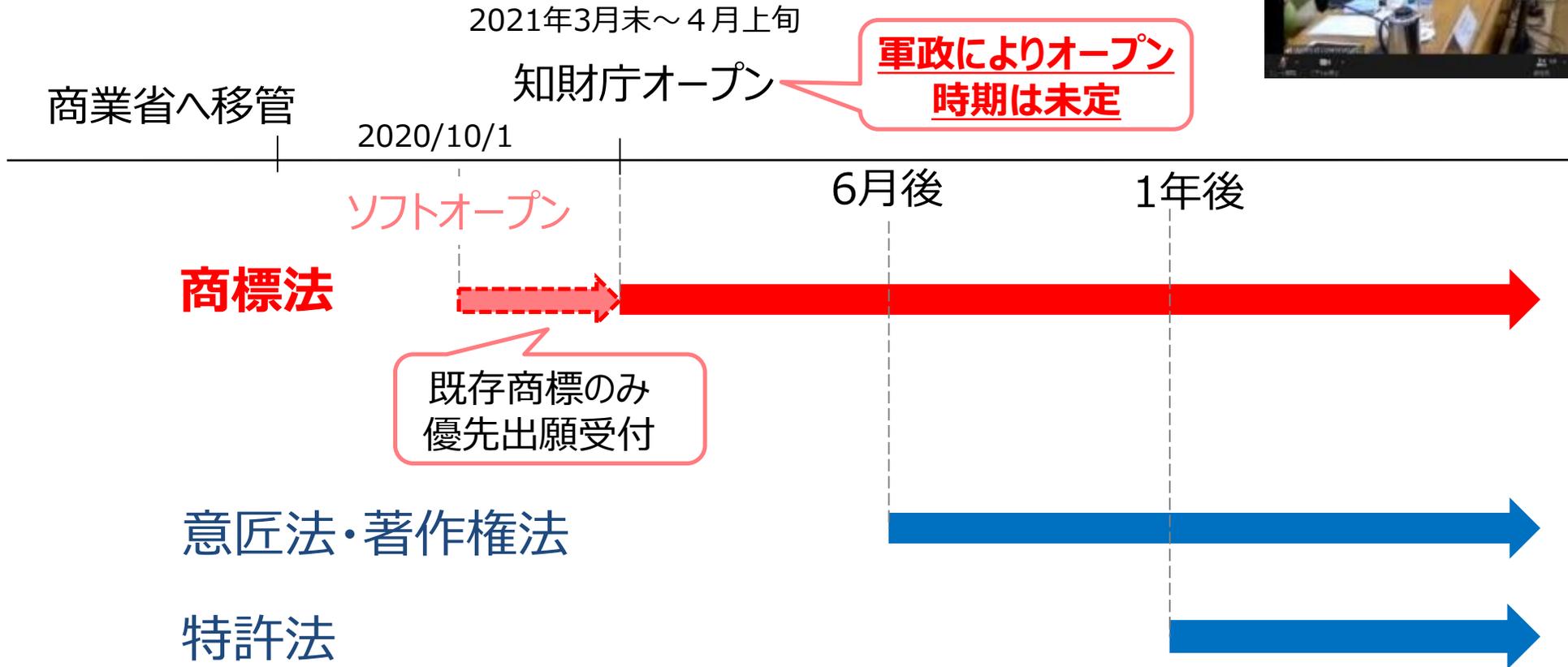
※2016年4月新政権下で省庁再編、科学技術省が教育省へ統合。知財担当部署も教育省へ移管。その後、商業省へ移管され、2020年12月、知財局として正式承認。



### 3 (2) ミャンマー 知財法成立に向けて

#### <法改正の状況>

- 意匠法・商標法：2019年1月30日に大統領署名、法案成立。
- 特許法：2019年3月11日に大統領署名、法案成立。
- 著作権法：2019年5月24日に大統領署名、法案成立。



### 3 (2) ミャンマー 最近の動き

- 2020年5月8日、知的財産権中央委員会を構成する30名の委員が任命された。  
(中央委員会は副大統領を議長とする知財政策の策定を行う立場にあり、その構成は知財四法で規定されている)
- 2020年10月1日、知財局がソフトオープン。既存商標に基づく出願の受付を開始。
- 2020年12月24日、知財局が（消費者局から独立して）商業省内の局として正式承認された。
- 2021年2月1日、国軍が国家最高顧問のスーチー氏を拘束。全省庁の大臣・副大臣が解任。
- 2021年2月4日、Dr. Pwint San (ピウィン・サン)氏が新商業大臣として任命された。同氏は、2011-15年のテインセイン政権下で商業省副大臣を務め、2015年に知財法(教育省所管)を議会に上程した経緯あり。
- 2021年2月8日、Nyunt Aung (ニユ・アウン)氏が新商業副大臣として任命された。
- 2021年3月26日、商業省で知財の施行に向けての会議が開催された。



<https://ipd.gov.mm/news/launching-ceremony-of-department-of-intellectual-property>



[https://cdn.myanmarseo.com/file/client-cdn/gnlm/wp-content/uploads/2021/03/26\\_Mar\\_21\\_gnlm-1.pdf](https://cdn.myanmarseo.com/file/client-cdn/gnlm/wp-content/uploads/2021/03/26_Mar_21_gnlm-1.pdf)

- 2021年4月10日、**Moe Moe Thwe氏がミャンマー商業省知的財産局局長に就任。**同氏は、知的財産局が商業省へ移管される前の教育省にあった時代から知的財産担当部署で知財業務に従事し、ミャンマー商業省知的財産局副局長であった。



<https://cdn.myanmarseo.com/file/client-cdn/gnlm/wp-content/uploads/2021/04/10-4-2021.pdf>

- 2021年4月27日、商業省定例会議にて知財の施行について議論。



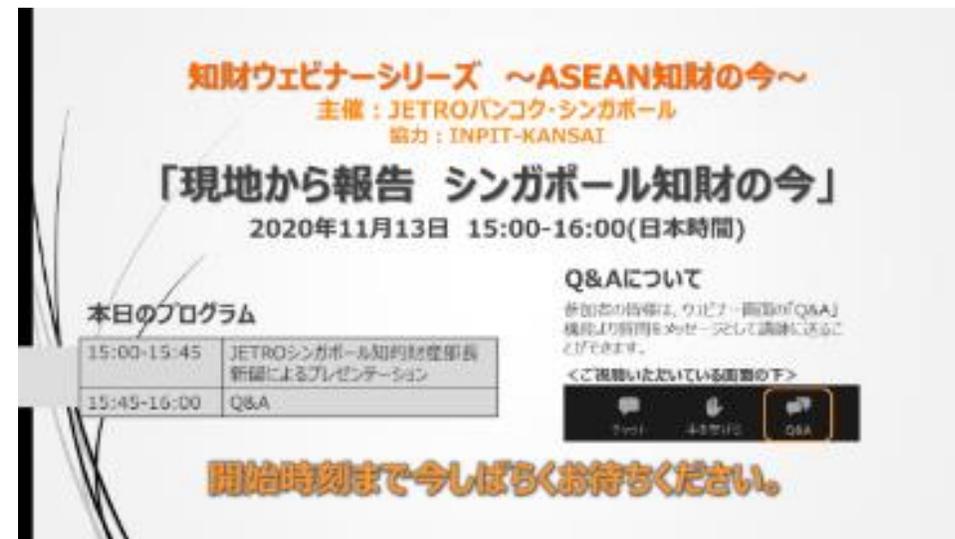
[https://cdn.myanmarseo.com/file/client-cdn/gnlm/wp-content/uploads/2021/04/28\\_April\\_21\\_gnlm.pdf](https://cdn.myanmarseo.com/file/client-cdn/gnlm/wp-content/uploads/2021/04/28_April_21_gnlm.pdf)

## 2020年度

- 6月12日（金）「JICA高岡専門家に聞く ミャンマー知財の今」
- 6月24日（水）「ASEAN知財動向報告会」（1日目）
- 6月25日（木）「ASEAN知財動向報告会」（2日目）
- 7月 2日（木）「タイの特許、意匠の今」
- 7月17日（金）「タイの商標の今」
- 8月 7日（金）「ASEAN、インド ポストコロナの模倣品対策」
- 8月21日（金）「ベトナム特許の今」
- 9月 8日（火）「ベトナム商標の今」
- 9月18日（金）「もう一度JICA高岡専門家に聞く ミャンマー知財の今」
- 10月 9日（金）「JICA杉山専門家に聞く インドネシア知財の今」
- 11月13日（金）「シンガポール知財の今」
- 12月 4日（金）「マレーシア知財の今」
- 2月25日（木）「ミャンマー知財の今」

## 2021年度

- 6月 8日（火）「インドネシア雇用促進オムニバス法と知財」
- 6月18日（金）「ASEAN知財動向報告会」（1日目）
- 7月 9日（金）「ASEAN知財動向報告会」（2日目）



ASEANの知財の状況を月1, 2回のペース  
でウェビナー形式で講演を実施。受講無料！

メールマガジン「東南アジア知財ニュース」  
「東南アジア知財ネットワーク」については、  
<http://www.jetro.go.jp/world/asia/ip/> へ

## 2020年度

### 【6月18日（金）報告】

- ・マレーシアにおける知的財産の審判等手続に関する調査
- ・フィリピンにおける知的財産の審判等手続に関する調査
- ・ミャンマーにおける模倣品流通実態調査

### 【7月9日（金）報告】

- ・ASEANの産業財産権データベース調査及び統計情報の調査
- ・ASEANの法律事務所調査
- ・ベトナムにおける商標の指定商品・役務の審査に関する制度・運用調査
- ・マレーシアにおける商標制度・運用に係る実態調査
- ・ベトナムの下位法令等調査



<https://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/>

# ご清聴ありがとうございました

ジェトロ・シンガポール事務所  
知的財産部

TEL : +65-6429-9554

Email : [spr\\_ip@jetro.go.jp](mailto:spr_ip@jetro.go.jp)

ジェトロ・バンコク事務所  
知的財産部

TEL : +66-2253-6441 ext. 140

Email : [bgk\\_ip@jetro.go.jp](mailto:bgk_ip@jetro.go.jp)

今後もウェビナー情報を配信しますので、是非ご登録ください！

メールマガジン「東南アジア知財ニュース」  
「東南アジア知財ネットワーク」については、

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/ip/> ^

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。  
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。